

座談会
司 法 試 験
中大法学部の現状と我々の果たすべき役割

出席者（敬称省略・順不同）							
法	法	学	学	部	教	授	長
法	前	学	法	部	學	部	授
法	職	學	課	程	運	營	委
法	職	事	務	室	長		
学校	学校	法人	中央	大学	理事		
学校	法人	中央	大学	理事			
学校	法人	中央	大学	監事			
法職教育検討委員会	委員長						
中大法職講座運営委員会	委員長						
中大法曹論講師							
中大司法演習講師							
中大司法演習講師							
学研連事務局							
幹事							
副幹事							
事務局							
担当事務次長							
担当事務次長							
会報編集委員会	委員長						
会報編集委員会	委員						
会報編集委員会	委員						

◆日 時 平成8年8月10日（土）午後1時10分開会
 ◆会 場 私学会館（アルカディア市ヶ谷）6階

一、中大法学部の司法試験における不振の現実

とその原因

- 1、司法試験合格者数「万年三位」の現実とその原因
- 2、平成三年以降の総合格者数増加の影響
- 3、合格者数の伸び悩みの原因

① 偏差値教育と中大法学部入学者の資質

② 現在の中大法学部学生の意識と気質

③ 司法試験挑戦への意欲の減退と躊躇

④ 就職状況と司法試験浪入の間尺

⑤ 司法試験予備校の影響

⑥ 都心の大学との比較

二、中大法学部における法曹養成教育の現状と問題点

1、法職講座・答練の現状と問題点

① 予備校との比較

② カリキュラム上の問題

③ 学生の受講状況（学生の期待に充分応えているか）

④ 駿河台研究室の現状

⑤ 法職講座・答練による成果と現実

2、法曹論講座及び司法演習の現状と問題点

① 法曹論講座の果たしている役割（法曹志望の啓蒙）

② 司法演習の人気と講座選択の現状（カリキュラム上の問題）

- 1、法職講座・答練の現状と問題点
- 2、駿河台研究室の現状
- 3、現役法曹が大学法学教育に参加・協力することの意義
- 4、現在の司法演習以外にどのような参加・協力が考えられるか
- 5、現役法曹の中から常時人材を大学に派遣・推薦できるシステム

一、はじめに

③ 檢察官講師・弁護士講師派遣の意義とその問題点

④ 派遣講師から見た学生の現実と司法演習の問題点

⑤ 司法演習の成果と効果発生時期

⑥ 今後さらにどのように制度を発展させていくべきか

3、中大法学部としての司法試験への対応

① 司法試験制度の改革（合格者増、少回り受験者優遇枠制度）に伴い、学生にどのような指導を行なっていくか

② 優秀な人材獲得のためにどのような方策があるか

③ 大学として受験環境をどのように整備で

きるか（駿河台研究室、学研連との協力体制等）

④ 一般法学教育と法曹養成教育をどのように両立させていくか

三、これから法曹養成教育と中大法曹会の役割

1、合格者大量増加と受験教育偏重の影響

2、法曹資質養成教育の必要性と受験教育との両立

3、現役法曹が大学法学教育に参加・協力することの意義

本日は「司法試験－中大法学部の現状と我々の果たすべき役割」というテーマで座談会を企画いたしましたところ、ご多用申

かっている岸 嶽と申します。よろしくお願い申し上げます。

会報編集委員会委員長挨拶



岸 嶽
ただいまご紹介をいただきまし



伊井 それでは、
ただいまから中大
法曹会の座談会を
始めさせていただ
きます。

まず最初に、会報編集委員会委員長の岸先生からごあいさついただきたいと思います。

学部長、角田前法学部長、三和法職講座運

管委員会委員長、それから法職事務室長の大場秀男先生の四先生にご出席いただきました。

それから中大法曹会出身の大学の理事安原先生と高橋先生、それから監事の松崎先生の三名の先生にも特別に出席していただきました。

また中大法曹会と学研連の関係では、新井法職教育検討委員会委員長、中村法職講座運営委員会委員長、「法曹論」「民事訴訟法特講」講師の才口先生、「司法演習」講師の中津先生と吉川先生、それから木村学研連事務局長、執行部からは柳澤幹事長を初めとする執行部の諸先生、たくさんの先生方が、お暑い中、特に土曜日の時間を割いてご出席をいただきまして、主催者といたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、わが中央大学ですけれども、二世紀には日本一の大学にするというような合言葉のもとに、大学関係者が現在一丸となって努力をなさっているわけでございます。今年の箱根駅伝は三二年ぶりに優勝を果たすことができまして、我々もその喜びをともにすることができます。

ところが、わが中大法曹会として、最も関心を持っておりますところの司法試験の合格者は、年々合格者の枠が増大しているにもかかわらず、わが中央大学は、昭和四年まではずっと1位の地位を維持してきましたにもかかわらず、最近は3位に定着したというような感を呈しております。今年は三位も危ないんじゃないかということが危惧されていることは、皆様方もご承知のとおりだらうと思います。

それに引き換え、慶應義塾大学とか早稲田大学の最近の躍進は目ざましいものがあるわけです。中央大学がそういうふうになって、早稲田大学とか慶應大学が伸びたというには、何らかの原因があるだらうと思いますので、その辺も本日、話し合っていただきたいと思います。

そういうような中で、中大法曹会としては、中央大学の中核である法学部の法曹教育の現状とその問題点を分析して、司法試験の不振の原因を究明し、今後将来にわたつて法学部の法曹教育に関して、どのような改善策があるのかどうか、それに対して、

中大法曹会としては、どのような協力また

は役割を果たすことができるのかということに関しまして、本日ご出席の先生方にございます。

司法試験の合格者を増やさなければ、どうしても法学部の内容が高まらないわけですから、ましてや、法学部が中大をリードしないかなければ、とても二一世紀に日本一の大学になるというようなことは無理だらうと思います。

本日レジュメに記載されている内容は、非常に重要な問題を含んでおり、かつ多岐にわたっております。本日、ご出席の大学側の先生方と法曹会側の先生方に問題点についてご意見をちょうだし、それにに対するどういうような改善策があるのかというふうなことをご提示いただきまして、両者が一層協力し合って、法学部発展のために少しでも役立つならば、というような期待を込めて本日の座談会を開催したわけでございました。

簡単ではございますが、一言ご挨拶を申し上げました。(拍手)

伊井 それでは、幹事長の柳澤先生、お願

いします。

中大法曹会幹事長挨拶



柳澤
中大法曹会
の幹事長を仰せつ
かっております柳
澤義信でございま
す。

先ほど会報編集委員長のご挨拶の中にも

ございましたように『中大法曹』の第一六号を発刊するに当たりまして「中央大学の法曹教育の現状と我々の果たす役割」ということで座談会を開催いたしたわけでございますが、大学側、また特に現職の大学の理事・監事の先生方、関係の先生方が多数ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

先ほどのご挨拶と少し重複いたしますが、

本年度中央大学司法試験受験者数、短答式試験の合格者数が減ったということで、他の大学との比較におきまして、最終合格者数が第三位の地位を失って、第四位以下になるのではないかという心配をさせているわけでございます。

ます。誠に力強い限りでございます。
本日座談会は、このような状況の中で、

特に司法試験における中央大学不振の原因の分析、法学部における法曹養成教育の現状と問題点、中大法曹会の果たすべき役割などを中心といたしまして、司法試験受験の指導に関係の深い先生方のご意見を交換していただきことになっているようでござります。

どうか先生方には、先ほど委員長が申し上げましたように、これまでの豊富な知識と経験を活用していただき、活発なご意見を賜りまして、本日の座談会を実りの多いものにしていただきたいと念願しているわけでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。(拍手)

伊井 本日は、中央大学法学部から、長内法学部長を初め角田先生、三和先生、大場先生にいらっしゃっていただいております
ので、まず、長内法学部長から一言ご挨拶をお願いします。

申されております、司法試験に対するチャレンジ精神の育成、受験指導体制の強化と受験生への支援体制などの課題について取り組んでいかれるということでございます。これによりまして、これまでばらばらに対応してきた国家試験問題を総合的に考える体制をつくるために、法学部が動き始めたというふうに報道されているわけでござい

法学部長挨拶及び大学側出席者紹介



長内 ご紹介いた
だきました法学部
長の長内でござい
ます。

本日 このよう

な座談会の機会を設けていただき、私ども
の考え方をお伝えできる機会をおつくりい
ただきましたことに心から感謝を申し上げ
ます。

さて、中大法曹の諸先輩には、司法試験
をめぐる法学部のさまざまな取組に対して
積極的なご協力をいたしました。とりわけ角田前法学部長のもとで法曹とい
う世界に学生の目を開かせる目的で「法曹
論」「司法演習」という授業科目が開設さ
れまして、毎年四〇名近い中大法曹会の先
生方のご協力をいただいております。

中央大学にとって大きな課題であります
司法試験が、このところ非常に厳しい状況
にあるということを私どもも重々認識して
おるつもりです。しかし、外の先生方から
見ると、大学は何もしておらぬのじゃない
かというようなご批判をいただからなければ

ならない面も多々あるかと存じます。私
どもは、私どもなりに、将来の中央大学の
学生の教育について、全力を注いできたつ
もりですが、とりわけ、この司法試験とい
う課題については、大学と法曹の諸先輩と
が、いろいろな形で力を合わせていかなけ
ればならない課題が非常に多くございます。

その意味で、私たちは、このような機会
を通してお互いの信ずるところを率直に述べ
合い、後輩の育成に向けてのよりよいシ
ステムをつくっていかなければならぬと
存じております。

ただ私自身は外国法を専門としている人
間で、司法試験あるいはその他の国家試験
について得意とする人間ではございません。
幸いなことに、前任の角田先生、そして法
職委員長の三和先生が、私の至らざるとこ
ろを引き受けさせております。学部
長といったしましては、こういった機会を通
じて、さまざまご意見をいただきながら
それを取捨選択し具体的な政策として組み
立て、学部教授会全体の理解とバックアッ
プを得ながら実現していくに必要な環境整
備に努めるのが、今期学部長の務めである

と存じております。いろいろ至らざること
も多いかと存じますが、よろしくお願ひ
申上げます。

伊井 では、長内先生、申しわけありません
が、学校側の先生について紹介をいた
だけますでしょうか。

長内 まず、私のすぐ右隣が角田邦重教授
です。前任の法学部長で、この間の大学改
革を中心になって、本当に大変な力仕事を
やってくださいました。専門は労働法です。

なお、角田先生は、司法修習を経験して
おられます。

次が法職講座運営委員長の三和一博先生
です。専門は民法ですが、法職講座の運営
委員長として、本当に全力で取り組んでき
ていただいております。実は、先生は来年
度一年間、在宅研究制度を利用して学者とし
ての仕事をまとめたいというご意向でした
けれども、私がたつてお願いを申し上げ、
法職講座運営委員長として統括を願った次
第です。

それから、その隣りは、法職事務室長
の大場秀秀さんです。大場さんは、法職の
学生たちにとって「おやじさん」のような

存在で、学生たちのさまざまな指導を担当していただいております。今日お配りした資料の相当部分は大場さんの手で作成されたものです。以上簡単ですが、ご紹介申し上げました。



中大法曹会側出席者紹介

新井

それでは中大法曹会側のご参加の先生方を席の順にご紹介を申し上げます。

今、大場先生までご紹介がありましたが、続きまして、安原先生、中央大学の理事でございます。私ども中大法曹会の前幹事長を務めていただきました。それから、その隣が、同じく中央大学理事・高橋先生です。続きまして、中央大学監事・松崎先生です。その次が、法職講座運営委員で、法職教育検討委員会の元委員長、現在も委員を担当いたしております中村茂八郎先生。続きまして、学研連の事務局長の木村先生。それから会報編集委員会の委員を務めていたるだいております千葉先生です。

二、中大法学部の司法試験における不審の現実とその原因

伊井 それでは、時間も大分たちましたので、早速中身に入らせていただきます。

それから、中大法曹の執行部の事務局長・森田先生、担当の事務次長・堀川先生、執行部の副幹事長・及川先生、編集委員会の吉田先生。続きまして、才口先生ですが、才口先生には司法特設講座の「法曹論」の講師もしていただいており、法職教育検討委員会の委員もお務めいただいております。

それから司法特設講座の「刑法」の講座を担当いたしております吉川先生と「憲法」を担当いたしております中津先生です。私は司会者の一人を担当いたします法職教育検討委員会委員長の新井です。もう一人の司会者は、この担当事務次長の伊井先生です。

それから執行部の幹事長・柳澤先生です。それから先ほどご挨拶をいただきました会報編集委員長の岸先生です。

そこに一として「万年三位」の現状とその原因、「二として「平成三年以降の総合格者数増加の影響」とあります。本日、お配りした資料を見ていただければわかりますとおり、かつて、中央大学法学部は、司法試験は昭和二六年から昭和四五年まで、ずつと一位だったわけですが、その後、二位になつたり、一位になつたりという状態になり、平成になつてからずつと三位、しかも平成三年以降は、合格者の数が六〇〇名、七〇〇名というふうに徐々に増やされておりますが、残念ながら、中央大学の合格者数には、それがなかなか反映されてこ

ていると思ひますけれども、これに従つて順番に進めさせていただきます。

まず一番目のテーマとして「中大法学部の司法試験における不振の現実とその原因」

として、ここ数年の中大法学部の現状を知つておく必要があろうということで、このテーマを設けさせていただきました。

そこで、本日、お手元に座談会のレジュメがいつてあると思いますけれども、これに従つて順番に進めさせていただきます。

ないという現実がございます。この不振の現実の原因がどこにあるかということについて、実はこの座談会の打ち合わせをする段階で、今の学生の現状というか、そういうものを見つめなくちゃいけないというお話を出てまいりました。

ここに①から⑥まで伸び悩みの原因として挙げておりますが、どれに限定するといふことじゃなくて、これらのことについて、いろいろお気づきの点や、日ごろお感じになっている点をお話しいただければと思います。

最初に、直接今「司法演習」等で学生と直接触れ合っておられまして、今の学生気質とか学生の考えていることを一番よくご存じの才口先生に口火を切っていただけるとありがたいと思います。

受験に消極的な学生たち

才口 私は、昨年まで「司法演習」の講師を仰せつかつており、今年からは「法曹論」「民

事訴訟法特講」と司法試験の「破産法」の考査委員を仰せつかっております。
司会者のご指摘の、今の学生の気質はどうなのかという点ですが、昨年まで二年間「司法演習」の講師を務め、また今年「法曹論」を担当し、かつ「民事訴訟法特講」を担当した印象から申し上げますと、高校を卒業して大学に入りました学生、特に一年生は、偏差値教育に毒されたといいましょうか、非常に影響を受けた学生が多いように感じております。特に「司法演習」の学生の中でも、司法試験を受験するというこ^{とに}についての意欲を持つている者が多いんだろうと思いませんけれども、あまりそれをあからさまに出さない。かつての我々のころは、最初から司法試験をやろうかと剥き出しになつて連中が多くたと思うのですが、今の学生はなかなかそういうことを積極的に言わないので

なにかいうことを聞いてみると、「自分には自信がない。」「自分は東大ある山本検事が検察官、それから小島武司教授が大学の先生という立場で、四人で担当し、三時限ずつ担当した後、最後にパネルディスカッションをやつたのですが、その中で感じたことは、やっぱり自信のなさみたいなものがあらわれており、それがなぜか、我々には非常にはがゆいという気持ちに感じられました。もっと中央大学の法学部に合格してきた学生であるならば、そして本当に司法試験という国家試験に挑戦する意欲があるならば、もっと自信を持った形で

のあらわれ方とあらわし方をしてもよろしいのじゃないかというふうに感ずるんです。が、彼らを導いてそこに到達させるまでには、かなりの時間がかかるような気がします。

「司法演習」あるいは「法曹論」等を担当しております中大法曹会から派遣された講師が、どうやって学生の意欲をひもといで、言つてみれば啓蒙して、何とか受験できるような体制を持っていてあげられるかということが、今日の一番の課題ではないかという感じがします。

「司法演習」の講座が開設されて四年目になりますか、いざれ開花するときがあるだろうと思いますが、その一つの方法として、一年生が入学してきたときに、法曹論でどのように意欲を啓蒙してやるかということが一つ、その後は「司法演習」で仕上げるという形でのカリキュラムの組み方、方法を、真剣に考えてやれば、多くの成果が期待できるという感じがいたします。

伊井 ありがとうございました。

今の才口先生のお話では、最初から司法試験にチャレンジするという自信、意欲を

持っていない法学部の学生が、最近増えているのではないかということですけれども、これは大学側の先生にお聞きしたいのですが、実際、そういう状況を大学側としてもお感じになっているのかどうか。角田先生、もしもご感想等あれば、お話しいただきたいと思います。



角田 「法曹論」

あるいは「司法演習」を受講した学生に対して毎年アンケートを取つております。それを見ますと、一年生のときに「将来法曹の職を希望している」という学生が七割八割おります。

ところが、「司法演習」を受けてみて、一年の終わり、あるいは「一年の終わりになりますと、大体「司法演習」を受けている学生の中でも、五割ぐらいになってしまいます。それが実際に勉強に入つてみて、あるいは入口まで行つてみて、これはなかなかたやすいものではないということを考える。同時に、就職のことを考える。三年終わって四年になつたら、会社回りをしなく

ちゃならないということを考える。現実的に認識を始めるということはそれなのかと、いうふうに感じております。

もう一つ、才口先生がおっしゃいました若者気質というのでしょうか、今の一八歳人口の若者の世代と私や才口先生たちの世代の違いです。正面からぎらぎらしたもの

を出して、おれはこれをやるんだと言うと、みんなに大体嫌われますね。ですから、外に出したがりません。必要以上に、あるいは実力もないのに、自信だけ先走っている

というふうにみられることを、仲間同士では、あまりいいことのように思われません。ダサイというふうに見られます。そういう

点で言いますと、本当にやれそだなどいうふうになつたとき、初めて「受けてみようと思うんだ」と言う気質だと思います。

最後に、学生が東大、早稲田、慶應、こから、中大に来たんだという意識は、率直に言つてあると思います。おそらく入試の資料がありますので、ごらんになればおわかりになると思いますが、そういう偏差値教育の問題だと思いますが、これを一回、

振り切つてやるためには、時間がかかる。そういうための場所として「法曹論」なり「司法演習」は非常に大きな役割を果していると思います。

ほかの場で、中大のちょうど我々の世代の方たちに、弁護士会がお会いする機会があつたときに、「今の弁護士会や検察庁を実質的に動かしている中大卒業生は非常に多いんだ。しかし、若い人たちが続かない。その後の活動に熱心に取り組んでくれる元気のいい層が、中大卒業の弁護士に少ない。司法試験に合格しても、少し元気が足りない人たちが増えきはしないか」という感想を漏らされたことがあります。さて、中大生の堅実さというのが、どこかで一回断ち切られて、視野の広がりを持つ機会が、そんなに少ないのかなと思って、若干さびしい思いをしたことがありますけれども、ほかの大学と比べて、よく「早稲田のハッタリ」「中大の堅実」と申しますが、そういうのが、あるいは若干あるのかもしれないと思つております。

伊井 ありがとうございました。

今の学生の気質とか、そういうことにな

ると、我々としてはよくわからないところがあるんですが、司法試験受験団体の学研連の各研究室においても、今、お話に出たような学生の質の変化、気質の変化は及んでいるように聞いております。学研連の事務局長の木村先生がお見えになっておりまして、学研連として直接先生自身も受験生の指導に当たっておられるお立場から、どんなご感想をお持ちになりますか。



現在の中大法学部学生の意識と気質

木村 私も学研連の出身で、現在も出身の正法会の指導委員長をしてお

かつて研究室が盛んであったころは、若干、途中で脱落していく人がいたとはいうものの、研究室全体が盛り上がっていたために、多くの人は必死になつてそれについていくうちに受かっていました。1+1=3になるようなプラスの相乗効果があつたようないい弱い者同士が、傷をなめ合っているような気がするんですが、最近はむしろお互に争うことが多くなっています。

木村 私も学研連の出身で、現在も出身の正法会の指導委員長をしておりますので、学生と寝食をともにして話をする機会もありますが、今、お話を出ました自信のなさというか、こういう面は、学研連の学生を見ていても同じ感じがいたします。

学研連というのは、どこの研究室でも

応入室試験をやりまして、本人の意思や意

欲を評価した上で、入室を許可しているわ

けですから、一般の学生よりは、そういう意欲が少しあることが当然だろうと思うんですけれども、それでも一年生で入つて、二年生になるころには、ほとんど研究室に出て来なくなる、いつの間にかやめてしまつているというようなケースが、決して稀ではありません。

木村 ただ、私もあまり悲観論ばかり言つてもしようがないので、学生にこういうことを言うんです。偏差値教育が言われて大分久しいんですけども、かつて偏差値と言われるものが無い時代でも、別に中央大

学が東京大学よりも偏差値的に上であつた

ことはないはずです。にもかかわらず、二〇年間にわたって、合格者トップを守り続けてきたことがあるのだと、だから学生にはもっと自信を持ってやってほしいと言つておりますし、中には、それを素直に受け取つて、やってくれる人もいるわけではない。そういうことに私自身、幾らか希望を持つております。

伊井 ありがとうございました。

今、お話を出たように何かつけ加えて、やはり同じ「司法演習」で学生と接しておられる吉川先生、いかがでしょうか。



吉川 「司法演習」で私は「刑法」を担当しております。今の子供たちは偏差値というのを、固定的な感じでとらえていて、今七〇ならば将来も七〇というふうに、思い込んでいるようです。今まで中学、高校の間に締めつけられてきた、その固定的になつたものを溶かすには、かなりの時間がかかるだろうというふうに思います。

我々の時代に比べると、今の子供たちは、

非常に素直なんですね。これは我々よりは権にはまつて、例えば刑務所見学をするときには、こうこうしなさいと言うと、びっくりするほどにちゃんとした服装で行く。この従順さは驚くほどです。この従順さが、自分を小さくさせているから、逆に教育をする方が魂を吹き込むならば、また変わついくんだろうという感じを持っております。

もう一つは、学校が別世界の八王子の山の中になりますので、私はあそこの授業に行くと、独立のキャンバスのように感じる。

ミニスカートの女子学生がワンワン歩いていて、凌ぎを削るような受験の雰囲気とはほど遠いし、我々がお茶の水でやつてた雰囲気とは随分違うということです。

それから今の子供たちは、アルバイトに対する抵抗感がないのですから、司法試験を受けますと言いながら、アルバイトで喫茶店を行っています。働くことは、結局勉強時間を使つていています。働くことは、勉強時間を奪つていてことですけれども、そういうこととの違和感がないから、アルバイトに入つて足を染めていくと、自然と

く。いい子たちがだんだん消えていくといふことがありますね。

我々の時代は働かないで、凌ぎを削つて、

食べたい物も我慢してやってきました。今は、豊かな中でアルバイトをしながら、若干潤つてやつていこうということがありますから、アルバイトをやろうとする雰囲気のものを切るということは、これまた難しいんですね。だから、それが司法試験の勉強にも足を引っ張つているのかなというふうに思います。

長内 今の学生気質について、いろいろなお話をありましたが、私からも一つつけ加えさせていただきたいと思います。大学は

今、父母連絡会という現役の学生の父兄の組織を持っています。この夏全国の父母連支部を回つて父兄の話を聞いてまいりましたが、司法試験問題については、「受かるか受からないかわからない試験にいつまで取り組ませたらしいのか」という不安を持っている親たちが実に多いんです。

中央大学法学部の学生にとって卒業後の民間へのチャネルが今では非常に広くなっています。他の選択肢が沢山ある中で、オ

ルオアナッシングの試験で結果が出なければどうなるんだ。本人も不安だし、親たちも不安なんですね。中央大学で司法試験を志す諸君の多くは、司法試験一本なんです。例えば早稲田の学生ですと、司法試験と国Iの併願が非常に多いのですが、本学ではそれが少ない。この辺のところも、司法試験がダメだったらどうなるのかという学生の不安につながる。

司法試験一本だけで走っているために、選択肢が狭められ、逆に自信喪失、周辺の不安、こういうものが増幅されているのではないかと考えております。

伊井 ありがとうございました。三和先生もお願意できますか。



三和 繰り返しのようになりますけれども、司法試験を目指している受験生には二種類あるような気がします。

一種類は、一年に入ってきまして、意欲は持っていると思います。大体八割ぐらい「司法演習」を受けますし、法職講座にも

相当数まいりますから、八割くらいはおそらくやる気があるんだろうと思います。

それが今もお話をありましたように、ど

こまで続くかという点で、諦めが非常に最近はよろしいわけです。冒険しようという気が少ないですから、そのうちのほとんどが脱落していらっしゃう。特に二年生の終わりごろ、二年生の学年末試験が終わりまして、三年になる一番大事なころになって、どうしようか、司法試験に自信がなくなったから、海外へ旅行したり、いろんな遊びをやつた方がいいという学生が多くなってきます。

そういうときに、黙って来ている連中が残りまして、就職の段階になりまして、就職するか試験を受けるかというときに、最近は特に就職試験が難しくなってきておりますから、安易に「司法試験を受けます」という形で、三年、四年になつてから試験をうけるというふうに変わってくる学生が多いわけです。それなら、なぜ一年のころからきちんとやらないのであるのか。三年、四年になつてから、試験を浪人しても受けます、こういうのが最近増えてきております。こ

ういう学生をどこまでも指導できるかという問題が後で出てくるかと思いますけれども、そういうことがあります。

もう一つは、頭のいい連中は一年、二年

で切り換えまして、すぐ就職なら就職に切り換えていくわけです。そういう連中の方が、我々が見ていまして、彼らは頑張れば試験に受かるんじやないかというのが、案外器用に相当いい商社に入ってしまう。相手で能力を持っている者もいるわけです。それで中ぐらいの人たちが、試験を狙っているという現状なんですね。

もう一つ、学部長が先ほど言つていましたように、一本しかやらない。例えば司法試験をやりながら公務員をやる。早稲田の場合には、国Iを狙っていると言われましたが、司法試験を狙いながら地方公務員・県庁関係ぐらいまでは試験を頑張るというのが早稲田の場合には多いんですね。そういう余裕が中大生の場合には少ない。

だから、司法試験がダメだったら、早い機会に司法書士の学校に行ってしまう。司法書士も結構ですけれども、司法試験を受

けて、次にということをやらないのか。初めから「私は司法書士でいいです」と言う。

現に、昨年度学生総代になりましたのが、私のところにいた女子学生で、司法試験をやつていいはずなんですかけれども、司法書士を受けると頑張りまして、在学中に司法書士をちゃんと受かっているので、統いて「司法試験をやらないか」と言いましても「もうやりません」と言う。できる学生があんまり短い期間で自分の将来を決めてしまう。

吉川 三和先生が言われたのと全く同じで、優秀な人ほど司法試験から遠のいていく。真ん中より低い人たちが、周りが見えないということで、司法試験を目指しているようになります。賢い人は先が見える。我々の年代以上によく先を読んで、落ち着き先をよく見て行くという傾向が非常に強くなっている。

今、三和先生が言われたように、私自身の経験でも、司法試験にいいかなと思っても、司法書士の試験を受けると言っていた子がいます。本当にできる子の中には、四年生になって地方公務員を受けた子がいる

んですけどれども、非常にセンスがいい。柔軟な人で、もう少し誘惑されなければ、真っ直ぐに行けるのではないか。そうすれば違っていくんですね。逆に、この人は仮に司法試験に入つても通用するのかなと、こういうことを我々の立場で言つてはいけないんですが、そういう人たちが今でも受けようとしてやつてているんですね。その辺、教えていてちょっとと考えちゃうところですね。

伊井 例えれば同じ私立大学、早稲田大学でも慶應義塾大学でも、最近はむしろ合格者の数が増えてきておりますね。子供たちの気質云々ということで言えば、どこの大学でも同じだと思いますけれども、小さいころから塾や予備校へ行つてていたということでは同じですが、特に中央大学の場合、目立つのが、ほかの大学が伸びているのに比べて、中央大学が伸び悩んでいるというか、とどまっている状況があるのですから、中央大学独自の原因があるんだろうかといふ気がするんです。その辺、大学の先生方

はどういうふうに考えられますか。

三和 早稲田と明治と中大の三つを比べてありますと、中央大学の資質は悪くないんですけれども、多摩で純粹培養されているみたいな感じがするんですね。周りがあまりすれてないものですから、まじめでおとなしくやっている。

伊井 早稲田や明治の連中は都心におりまして、周りがガタガタやつておりますから、いろんな形でぶつかる場合が多いのではないかという印象を受けますね。コンパや合宿をやつても感じるんすけれども、もまれて

いる。ですから、早稲田の連中は司法試験だけではなくに、何かほかのことをやりながらやつてている。明治も商社も狙いながらやつてている。明治なんか試験はあまり受からないのですが、それでもばつぱつ受かっていいんですが、それでもばつぱつ受かっているのは、そういう両方をやりながらやつているのが多い。それが一つしかやつてないというのが、中央の現象なんですね。

伊井 多摩キャンパスというのは自然にも恵まれていますし、勉強するにはすごくいい環境のように思えますけれども、それが逆に、純粹培養というお話を出ましたが、

そういう競争心とか闘争心的なものにかけ
るような雰囲気にしているところもあるん
でしようかね。

三和 その辺をいい方向に向けていけばよ
くなるんだろうと思いますので、そこを法
職の方で考えながら、しごいていく以外に
ないんじゃないかという気がするんです。

長内 司法試験で急速に伸びている大学と
して今話題になっている五つの大学と比べ
ますと、他に受からなかつたので不本意な
がら入学したという意識を持つている学
生が多いのは残念ながら中大です。ですか
ら、その意識を取り除いて自信をもたせて
やるというプロセスが必要だと思います。

多摩移転が、いろいろな意味で、指導体
制に大きなマイナスを及ぼしたというご指
摘もございますけれども、それ以上に問題
なのは、ある意味で「負け犬」意識を引き
ずりながら中大におさまった学生たちをエ
ンカレッジするものがないとということでは
ないかなと考えております。率直に申し上
げて、入学時点における偏差値で見ますと、
中大法学部は、たしかにライバル校に比べ
て低い水準にあります。そこを率直に認め

た上で、物事を考えていかなければならな
いだろうと思います。

角田 少し時間的な経過を追っていきます

と、中大は司法試験だけしかなかつたと言つ
てもいいくらい全力を集中してきた。ほか
は何もやらなかつたと言つてもいい。そこ
へ予備校ができた。中大には学研連があつ
た。中大へ行くんじやなしに真法会に行く
んだという入学生がいたかもしません。

で、それとも、そういうものはなくなつて、
予備校がそれにとって替わるようになつた。
それから他の大学との比較から言います
と、早稲田は中大に比べますと、中大が八
〇〇に対しても早稲田は一、二〇〇で一・五
倍の法律学科の人数を持っております。慶
應は六〇〇で、同じように中大方式の司法
試験教育をやっております。そういう点で



中津 私は、昭和

三二年入学、昭和
三六年卒業ですが

私達のときも、多

くの友人が第一志
望の大学に落ちて、第二志望の中大に入学

したという意識はありました。大学入試で、
またけどこれを取り戻すにはどうしたら
いいか。司法試験の合格があるではないか
という気持ちです。

現在の学生諸君が仮に「負け犬」根性だ
としたら、「勝ち犬」になるため、司法試
験を始めとする資格試験にチャレンジして
欲しいと思います。

伊井 ありがとうございました。

中大法学部の学生気質、意識についての

なっている。大学で完結して勉強させてい
る大学は、どこもないと思います。総体的

に言えば、中央大学が一番進んでいる。そ
れはある意味では、多摩であるからこそ、

大学が前面に立つて考えなければならない
というところから始まってと言つていいく
らい、環境整備に力を入れているというこ
とだと思います。

現状は今出たお話の中で、大分理解できたと思います。

続きまして、次のテーマに移らせていましたが、そういった学生たちの現状の中で、今中央大学が行っていること、これから行っていくべきことというテーマに移りたいと思います。

三、中大法学部における法曹養成教育の現状と問題点

新井 レジュメでは、二番目の項目に入りますが、今までの議論は、中大が置かれた現状、また司法試験の合格者が減少した原因、あるいはそのもとになる学生気質、そいつたところをいろいろ伺つたわけですが、そういう現状に立って、この中央大学法学部で、現在法曹養成をどのようにしているのか、またそこにどういう問題点があるのか、現状と問題点というテーマに入りたいと思います。

大きく分けて「法職講座」と「司法特設講座」、この二つの制度を中心にして、また「その他司法試験に向けての対応」、そ

ういう三つの柱で進めていきたいと思います。

私は先ほど自己紹介しましたように「法職教育検討委員会委員長」という立場で、この項目について司会を務めさせていただきます。

それで細かい点については、今のように三つの柱で進めてまいりたいと思いますが、長内法学部長に、全体としてのコメントをお願いします。

大学内の現在の取り組み
長内 まず現在の学生たちが、司法試験にこだわって艱難辛苦を乗り越えてやり続ける、そういう世代ではないという現状があるということをご認識いただけたらと思います。

さて、それを前提として、特に多摩移転後、法学部として、あるいは大学として、司法試験を始めとする国家試験問題にどう取り組んできたのか。今、新井委員長からご説明がございましたように、多摩移転後、

大学として取り組んだ最初の課題が、法職講座の開設でした。

一方において学研連との関係もありますが、学部の提供する一般的な法学教育とは別に、司法試験のための特別な訓練の機会を提供していかなければならないという認識が、このような決断となつたわけです。しかし、どうしても大学が中心になる場合には、完全な受験指導体制に踏み込むことについて、やはりためらいがあつたのではないか。この辺は三和先生から後ほどお話をいただきたいと思います。

他方で、角田教授から、多摩であるがゆえに、大学が前面に立つて動かなければならなかつた、そのための努力をしてきたつもりであるというお話がありました。それが、その観点から学部教育の場で最初に行なわれたのが法律学科に「法曹論」「司法演習」という特設講座を正規の授業科目として開設したことです。その狙いは、先程来お話をございましたように「法曹」という職業について、学生たちにその魅力を伝え、法曹を志望する学生の母数を増やしていくということになります。

この「司法特設講座」の成果が具体的に試験結果となつてあらわれるまでに、いま

少しの時間が必要だと思いますが、私たちはその日を楽しみに待っているところです。

それから、話をちょっと広げてしまふかもしれません、「司法特設講座」という

のは、既に大学に入ってきた学生を対象とするわけでございます。慶應大学の取り組みを見ておりますと、高校レベルから、将来の法曹を志すべき学生を育て、刺激を与えていたる。そういう学生がコアとなって、

大学に入ってくるという仕組みが働いているようです。これは大いに学ぶべきだと思います。私どもとしても、大学に入つてく

る前の段階の高校生に、自分たちの法学教育の魅力を感じる学生をつくつておく必要があるうと感じております。

もう一つは、さまざまな形で司法試験に取り組んでいる学生たちに、バックアップの体制を整える必要があります。この間、角田先生のご努力でつくられた制度の一つが指定試験奨学制度です。この奨学制度は、通常の四年の在籍期間を超えて資格試験に取り組んでいる学生たちに対して、納入すべき学費を大幅に減免するという形で、財政的なバックアップをしようとというもの

です。現在約一〇〇名の学生がその恩恵に

浴していますが、まだ発足して十分な月日がたっていないために、目立った成果に結びつくところまでは至っておりません。

何よりも重要なのは、早い段階で一定の成果、つまり在学中の短答式合格という結果につなげるための施策だと思います。そのため、在学生を対象とする法職講座多

摩研究室の充実が緊急の課題であります。

もう一つ、卒業後の司法試験浪人に対する指導体制の強化のために、駿河台記念館に現在約一〇〇席あります法職駿河台研究室の方も増設していかなければならぬと考えております。

私がいまご紹介申し上げましたのは、専ら外回りの環境の問題でございまして、では、法職講座において、あるいは学部の正規授業科目としての「司法特設講座」において、どのような取り組みが方向としてなされているかにつきましては、それぞれのご担当からご紹介いただきたいと思います。

新井 ありがとうございました。

法曹養成教育について、今、どういう取り組みをしているかという総論的なお話を

長内法学部長からいただきました。

それではそのうちのまず「法職講座」について、この運営委員会の委員長をなさつておられます三和先生から、法職講座はどういう内容であるかという点を学部教育との関係も含めて、まずお話をいただきたい

と思います。

法職講座の現状と予備校との関係

三和 法職の歴史は随分長いと思いますけれども、私が関わり合います前までは、私の記憶では法職講座は課外講座ですから、正規の講座を中心には補習的な意味しか持ていなかつたように私は理解しております。

平成になりましたから、大分活発に動き始めまして、角田学部長のもとで、自主的に始められましたが、その段階からは法職講座で一つの完結した指導ができるような方向に持つていきたいという形で、駿河台に公開答練の会場をつくつてやってきたわけでありますけれども、法職講座の感じを

私が申しますと、先ほどから話がありまして、予備校との競争がまず第一にあ

たように、予備校との競争がまず第一にあ

るわけです。中央大学へ入つて、司法試験

を受けたいということになりますと、今の学生は、予備校教育を大事にするわけでしょて、一年、二年から、極端に申しますと、大学の授業には来なくて、予備校に通つて、いるという学生が増えてまいりまして、何のために中央大学へ入ったのかわからぬという状況でした。

もつとひどい例は、慣れてきますと、二年の終わりごろに住居を都心に移すわけです。つまり予備校に近いところに住居を移して予備校の講義を受講するために、例えば夜の講義六時からあるとしますと、中央大学五时限を受けていたのでは間に合わない、六時以降になってしまいますから、四时限あたりから切り上げて行かなければならぬ。そのため、住所を都心に移すという傾向があつたわけです。

法職としては、予備校との競合関係で、予備校もいいけれど、予備校の利用方法がまずかつたら大変なことになるから、折角中央大学に入ったんだから、中央大学の講義を受けながら、ある程度力がついてから予備校へ行って仕上げをするという形で利用方法を考えたらどうかということをやりながら、反面、多摩にいる学生に対しまして、法職講座としてどういう取り組みをしてやうかという問題と、それから合格者を増やすという関係上、駿河台と多摩の両方に法職があるわけでござりますけれども、どちらかと申しますと、初期のころは、駿河台に中心を置きまして、駿河台研究室、それから公開答案練習会、この二つをもとにしてやってきました。その結果が徐々に上がりつつあると思っております。

しかし、これだけでは十分ではない。特に最近は在学生の受験者がずっと減ってきております。昭和六〇年以前は九〇〇名ぐらい在学生の受験生がいたわけがありますが、そのころに比べますと、在学生の受験者が半分に減っているという状況があります。それを何とか増やしていく必要があるということです。それから数年前から多摩の方に重点を置きました。「基礎講座」を充実させました。多摩の「基礎講座」を充実させて、多摩に行く学生を少しでも食いとめられるのではないかと思つたわけです。そこで、徐々に専任教員が中核になるような形でやつたり、あるいは非常勤の先生につきまして、その体制をつくるように努力をしておりまして、今後ますますこの辺を充実してやっていきたいと思います。

最後に一つだけ申しますと、先ほども申しましたように、多摩の研究室がやっと昨年度できました。ただし、四八しか座席がないわけです。在学生でいきますと、一年から四年まで単純計算して一学年一二名しかいないという現状なわけです。ですから、短答式を受けるのが三、四年としましても、三四名、三年生はちょっと無理な場合もありますが、二〇名ぐらい初めて今年受けたわけですけれども、今年短答式は四名そこから受かっております。いずれもつと充実していくべき、多摩の研究室からも、短答式の合格者が増えるでしょうし、多摩の研究室を中心にして、学研連と共同しながら、在学生の短答式の合格者を少しでも増やしていくことが一つの方法だろうと思います。

もう一つは、卒業生の受験者が圧倒的に多いわけです。中央大学の場合、卒業生の受験者が三、七〇〇名もいるわけであります。このうちで、現在学研連や法職で把握しておりますのは、おそらく五〇〇人おつたらいいんだろうと思うわけでありまして、あの三、〇〇〇人以上の受験生をどうやつ

て将来育っていくかということが出てくるのではないかと思います。多くの人が予備校でやっているのだろうと思いまして、もう一点は、多摩の方におきましては、図書館を利用して勉強している者が相当数おりまして、これはどのくらいの人数がいるのか、把握しておりませんけれども、その人たちの勉強する機会を法職講座でもつくつていきたいんですが、多摩の研究室をもつと充実させていく——今は在学生だけですが、卒業生も多摩の研究室に入れる、それから駿河台の研究室も、できればもう少し増やしていくだけという形にしていけば、そういうのをつかまえていけば、正規の講座もやれるわけですが、そこに来ない人たちは、講座にはほとんど来ないわけとして、その人を対象に、どうやるかというのが、今後の課題ではないかと思います。

三和 はい。

新井 少しは空きがあつても、生徒の質を落とさないということですか。

三和 はい。

新井 それで、駿河台の研究室の生徒から合格者が大変多くなっているというふうに聞いておりますが、今どのくらいありますか。

三和 昨年が二三名、一昨年が二三名といふ形になっております。

新井 今、お話を中で法職講座には物的な施設として研究室が二つある。一つは駿河台の研究室、もう一つは昨年の秋開設された多摩校舎における研究室というお話をす

ね。そのうちで、特に駿河台に開設されている研究室は、四年生も入っているんです
が、卒業生が大半ということですか。

新井 座席は一〇〇ほどですか。

三和 座席は一〇八あるんですけども、座席があるから多く入れるというわけにいきませんものですから、選抜試験をして厳選しておりますので、大体一〇〇人前後入っております。

法職講座の研究室の現状

新井 今、お話を中で法職講座には物的な施設として研究室が二つある。一つは駿河台の研究室、もう一つは昨年の秋開設された多摩校舎における研究室というお話をす

六五、六四、六二と、ほぼ六十数名の実数を持つてきているということになります。

多摩の方も初めてなわけでありますけれども、一回入れば、ずっといるというわけ

ではありませんで、毎年入れ替えをやるものですから、元室員を入れますと、やはり相当数いるということになります。

新井 大場先生は、駿河台研究室の方におられるわけですか。



大場 多摩と駿河台、両方見ておりますけれども、私は駿河台の方は六年目になります。

先ほど学部長から、大学における受験体制についておっしゃいましたが、私の考えいたしますは、大学の通常の授業では司法試験に関する受験体制の完全なものはできないだろうというふうに考えておりまます。その理由としては、司法試験用の受験勉強については、大学の通常の授業よりも現在やっております法職講座の答案練習の方が、司法試験に合った実習になつてゐるからです。

どうして大学の通常の授業でできないか、その一つの理由は、先生方にも叱りを受けるかもしれません、基礎講座一つをとつてみましても、いわば司法試験用の講義を

しない——しないということは、今うちの学部でやつておりますようなことをしていたのでは、司法試験には受からないだろうということになると思います。大学の通常のカリキュラムで、そういう受験体制を完全にやろうとしますと、費用と時間の面ですごく無理があるだろうと思います。現在多摩でやっております講座は、昼間の時間帯でできませんので、夜の時間を使って講義をやっております。

また、先ほど最初の方でお話に出てきましたけれども、いわば学生たちの司法試験に対する関心といいますか、勉強しないといふこともあるかと思いませんけれども、今の学生は、こちらの方から指導していかない勉強しないということもあると思います。もし本腰を入れてやるとすれば、そういう指導体制をきちんとつくらなければ、なかなかうまくいかないと思います。

それで昨年、多摩には研究室ができました。ですが、何分学生さんたちが多摩校舎で勉強するのはいい。ただ、駿河台の方に来て勉強しなさいと言うと、大変消極的になってしまふんですね。だから、それらも一つ

の原因かなと思いますけれども、現状を言ふと、なかなか難しいんじゃないかなという気はしているんです。

ただ、駿河台研究室に来ている人は、中央大学で言いますと、一番試験に受かる可能性のある人たちが来ているというふうに考えております。大体一九九六年ぐらいから、毎年四人に一人ぐらいずつ受かっていると思います。それで、駿河台研究室には、かつて学研連の研究室に入っていた人も来

ておりますし、研究室に全然関係なく来てている人もおりますが、だから、駿河台の方では、そんなに受験指導しなくとも、そういうレベルの人たちが集まっていますから、自分たちでゼミなんかを組んでやれば育つて受かっていく。問題は、多摩における受験指導がこれから課題だらうと思っております。

三和 先ほど予備校的なことが大学にできるかどうかという話がありましたが、これは法職内部の問題でございまして、試験合格者と一緒に相談しようと思っているんですが、彼らの意見を聞きながら、これから法職体制をどうするか、考えていくた

いと思います。実は内部的にいろいろありますまして、我々から言いますと、予備校的な論点本位の勉強をやるということは、必ずしもプラスではない。やはり基礎的なものをきちっとやるべきだという信念を持ってやっています。最近、司法試験の傾向も大分変わってまいりまして、基礎的なものに重点を置いておりますから、いずれは私たちの方向でいいのではないかと思っておりますが、現場にいる我々としては、予備校との関係が気になるもので、しおつちゅう内部では調整してやっております。

新井 中村先生、法職講座の運営委員といふ立場で、法職について、いろいろなご意見等がありましたら、お願ひします。

法職講座の問題点



中村 法職がどうかと言われますと、これは一つの歴史の所産であると同時に、この数年の実績の中で、将来性のある、中身のあるものだというふうにトータルにはとらえてお

りますけれども、個々的な問題になりますと、大学教育と実際の受験教育との問題が現実的に整合するか、しないかというレベルでは、相当問題点があるのではないかと思います。

それで、実際に法職講座、法職研究室その他について担当されている先生方、三和先生を中心として大場さんの現場的な意見も含めて、相當に細かい議論をしておりまし、そういう意味では、まだ結論的にこれが大成功というところまでいってないとは思いますが、着実に歩みを進めているという印象を持つております。

三和 運営委員と言えば、中津先生も現在運営委員でありますし、それから木村先生が長く運営委員をやっていただきましたので……。

新井 それでは、木村先生にお願い致します。

木村 私も法職のことを簡単に申し上げたいと思います。

今、法職講座の中でも、一番評価の高いのは、この答案練習会だと思います。あそこで上位の成績を取れば、極めて合格の可能性が高い。確かに成績優秀者として発表される六〇番ぐらいに入つておれば、採一で失敗しなければまず固い。これは受験生がかなり自信を持って本試験に臨める形になつております。それをほげみにみんな頑張つておられます。

もう一つ、法職講座の売り物は、駿河台の研究室だと思います。ここは合格者が大変増えてまいりました。ただ、若干問題だと思いますのは、例年入れ換えていくわけですが、在室年数が比較的短い人の方が合

格の確率が高くて、長い人の方が合格率が高いということです。これは学研連にも言えることかもしれません、停滞している人たちは、申しわけないけれども、ある程度のところで整理していかなければならぬのかなという感じがしております。

新井 中津先生、問題点とか、今後の改善点などありましたら、お願いします。

中津 私はカリキュラム等が現在のままでいいのだろうかと思うのです。「法曹論」の話にも出ておりましたけれども、やはり

学生に対して、司法試験というものが中大生の手の届かないところにあるのではないということ、それから私ども昭和三〇年代とよく申しますが、三〇年代のころは、中央大学の中に学研連を中心として司法試験に対する方法論がかなりはつきり存在しておりまして、先輩のやつておられる後を追つかけて、同じようにやっていけば、必ず受かると安心して流れに乗つていけばよかつたんですねけれども、今の中央大学には、そのところが多分欠けている。それが一番大きいのではないかと思います。

ですから、偏差値というのは、我々学生

時代が終わったころから世間で言われるようになりますたが、先程来、お話を出てお

りましたように、偏差値の束縛から早く離されさせて、決して不可能なことをやるのではなく、決められたことを決められた

ようにやれば、マニュアルという言葉はどうかと思いますが、マニュアルに従つて勉強していくば、必ず受かるという中大流のものを早くここでつくり上げてそれをカリキュラムに整備することだというふうに思います。

中村 ちょっと補足しますと、法職講座そのものは、幾つかの機能が分かれているわけです。端的な言い方をしますと、学生に動機づけをするという初步的な段階、それからある種の体験をさせるという意味での勉強の方法などを教える。それから実際に挑戦させるという具体的な指導の問題、この三つは、はつきり言うと必ずしも一致していないわけです。それを法職講座がまとめて受け持つておられるわけです。そういう意味でのある種の機能分化まで意識した上で

します。

新井 確かに法職講座は入門講座のように入口のところから、まさに試験に四人に一人受かろうかという合格直前まで幅広くやっている訳ですね。

中村 ここ数年の法職講座の実績から言って、ある種の初步的な段階での効果は、徐々に確実に上がっていると思いますし、体験させるという意味では「司法演習」とか「法曹論」の問題も含めまして、具体的な方策まで大学では立てつつある。実際に挑戦させるという意味では、多摩研究室もようやくでき上がった。それから駿河台研究室が着実な歩みをしている。

そこで、従来の中央大学の中における学研連との関係は、またさらにここで新しい局面を迎えるのではないか。松崎先生の話を期待しているわけです。

新井 今のことに関連した学研連の関係について、松崎先生、お願いします。

新井 今のことに関連した学研連の関係について、松崎先生、お願いします。



松崎 今段階では話がちょっと早いかなと思いますのは、レジュメの後半に「大学として受験環境をどのように整備できるか（駿河台研究室、学研連との協力体制等）」とありますので、この辺で話した方がいいのかなと僕は思いますけれども、どうしましょ

うか。

新井 それではそうしましょう。

ではここで一〇分ほど休憩します。

〔暫時休憩〕

「司法特設講座」の現状

新井 次に「特設講座」の現状と問題点ということでお話をいただきたいと思います。

角田 既に「法曹論」や「司法演習」につ

いて、三年間中大法曹会の先生方に経験してお話をいただきました。

いう議論をしたのかということを紹介申し上げまして、学部教育と司法試験問題といふ、より一般的なテーマについて若干出発点で解説をさせていただきたいと思いま

す。

まず第一は、司法試験受験の母数の問題をどうするかということですが、これは少數精銳主義で司法コースみたいなものを法学部の中につくったらどうかという議論がありました。鈴木康洋先生等も、そういう意見を非常に強く法曹会では主張なさっておられました。日大がやっております。しかし、それは我々は知らない。母数は多い方がいいという考え方でした。それで、特設講座をつくって、中大法曹会の協力を得て、将来法曹を志す者をすべて受け入れる仕組みをつくろうということでした。

実際、中大の法学部に入学していく多くの学生は、入学の時点で司法試験の受験と実務法曹への道を志すものが多いのです。問題はその情熱を持ち続け、しかも、具体的に司法試験の勉強に注ぎ込んでいくようなインセンティブを与えることができるか

どうかにあります。実務法曹の方々と接する機会を持ちその職業的あるいは人間的魅力を身近に感じ取ることで、入学時点でもつていた初心を貫いてくれる学生が増えるに違いないというものです。そのような考

え方から、入学時点から始まり、夏休み前に終了する授業で、いずれも中大卒業の現職の裁判官、検察官、そして弁護士の法曹三者にお願いして法律家が実際にどのような仕事をしているのか、あるいは法曹をめざした動機や生きがいといったその職業的人生について語ってもらおうということになりました。これが「法曹論」です。

それから第二点目は、大学と司法試験受験のための勉強というのは、水と油のようなものなのかという議論でした。大学教育は、司法試験に必要な基礎知識、考える力と応用力、それから書く力、そういう組み合せによって成り立っている。基礎知識と応用力を早い段階で身につけさせることが重要ではないかという考え方でした。

カリキュラムでは、一年生の段階から既に憲法、刑法、民法の一部を開始し、二年生までには、司法試験の択一試験の範囲でもあるこの基本三法を基本的には終了する

私の方は、これをつくる主たる論点、どう

— 110 —

ようになっています。しかし専任教員の講義は、基本的には体系的に、しかも二〇〇名から四〇〇名といった学生を相手にやるものですから、全体をカバーしようと思えばどうしても一方的になり、大事だと思っている箇所でも忙しく通り過ぎるような調子でやる以外はありません。学生が、与えられた知識を暗記するだけの受け身の姿勢から抜け出せないものもある意味では当然です、いくら自分の頭で考えることの重要性を説いても、実際には困難なのが事実です。

中大法曹会に先生方にお願いした「司法演習」は、実際の社会で適用されている法律の生きた姿を身をもって示してもらい、法曹にとって自分で考え組み立てる力がいかに重要であるか、そしてそれは具体的にはどういうことなのかを教えてもらいたいというものでした。

講義の進行に合わせて、一年生の秋から「司法演習1」を、一年生の前半に「司法演習2」を、そして後半に「司法演習3」をと、一年半継続して履修できるようになっています。たくさんの学生が受講しています。

すので、今年の場合、法曹会からおよそ四〇名近い方々にご出向願っていると思います。あとで話題になると思いますが、開始時点から学生からの授業評価アンケートをとつておりました。それを読みますと学生が実に新鮮な気持ちで実務法曹の方々に接しているかがよく分かります。その中から司法試験の合格者が輩出して、法曹会の先生方の苦労に報いてくれればよいと切望しています。

三点目として、司法試験受験の学生の主たる勉強の場になつてゐる司法試験予備校との関係をどう考えるかは、これから法学教育を進めて行くに当たつて避けて通れない問題です。

これもいろいろな議論がありますが、私は別に相反するものとは基本的に思つておりません。大学の中では、例えば立命館や専修大学に代表されますように、予備校と初めから提携をする、例えばLECや辰巳などの予備校と提携をする、そして向こうの教材を用い、ビデオを用い、大学が斡旋をして大学の中で予備校の講師に講義をやつてもらうところもございます。

しかし、我々はそれはとらない。予備校との関係から言いますと、少なくとも予備校に行って、本当に最終的な仕上げの段階で、技術的なことを学び、よそからの大学の受験生と切磋琢磨をする機会をつくることは非常に重要かもしれない。

しかし、それは利用できるだけの基礎体力を身につけてないと、大学の授業料以上に高いお金を払つて無駄に終わってしまう、こういうことがあってはいけない。そういう点でいいますと、大学の中で少なくとも二年まで、憲・民・刑の三科目、基礎と応用に少し手が伸びる程度のことはやろう。三年生終わった段階で、「通り」「商法」「訴訟法」も終わつて、プラスアルファで正規の受験に挑戦できるようなことをやろう。四年で就職する人たちは、ほとんど学校に寄りつかない。しかし、それだと、司法試験はだめになる。四年生で腰を落ち着けてやるためにには、少なくとも五年まで、あるいは場合は六年まで、大学にいるような仕組みを考えよう。あるいは大学院に、司法試験を受けたい、国Iを受けたい人のために席を置くという道もと

ろう、そういう環境整備も同時にやりました。

最後に残された問題と思つておりますのは、長い目で見ると、司法試験の受験改革もそうですけれども、合格者数はあと三四年で一、〇〇〇名になるでしょう。試験問題も若い人たちにも手の届くようなものにということを非常に意識されたものになるだろう。法職でも駿河台は非常に成功いたしました。駿河台の答案練習会は、木村さんもおっしゃいましたように、予備校に比べても一番水準が高い答案練習ができるようになりました。法職研究室にいる九〇何名の受験生からの合格数が学研連六団体の合格者と肩を並べるまでにならうとしています。欠けているのは、多摩の法職です。多摩の在学生に対して、あと一步、あるいは少なくとも四年生のときに「押一」が受かるというところまでいきませんと、親の説得にあって、ほかの分野に逃げてしまうという学生が続きます。これからの方針は、多摩に力を注ぐこと、それから学研連との協力体制をどうするかということを考えること、そういうところが残された問題だと思つ

ております。

中津 ご承知のように、中大の司法試験合格第一位時代、学研連が中心がありました。しかし、時代の流れとともに学研連が担つていた部分が色あせていました。

中大司法試験合格者倍増のためには角田先生が今述べられた学研連と法職講座運営委員会、結びつきを、ここで再検討してみる必要があろうかと思います。

新井 ありがとうございました。

それではまだこの制度を十分おわかりいただけないという部分があるかと思いますので、「司法特設講座」の内容をかいづまんで説明します。司法特設講座は「法曹論」と「司法演習」の二つで構成されていますが、いずれも正規な授業として単位が取得できます。

「法曹論」は経験豊かな現職の判事、検事、弁護士の各一名と大学教授の一名の四人で、一年生の前期を担当します。一人三週ずつの分担です。講師それぞれの分野における体験を踏まえて、法曹の使命、役割、倫理などをテーマに講義を行います。

目について、それぞれ二〇人前後の少人数クラスのゼミ形式で事例問題を解きながら、基礎知識の理解と修得を確実にしようといふものです。

憲、民、刑については、一年生の後期か

ら始まりますが、法律の体系から理解を目的に行われる講義では、現実社会で生じての紛争を解決する「法解釈の技法」や、その過程における「法曹の社会的役割」といったものを十分に学生に伝えることはできません。そこで法律学を学ぶ最初の段階でこのような生きた法の運用と法曹の魅力に触れさせることで、学生諸君に新鮮な興味と學習への強い意欲をもたらせることがこの演習創設の目的です。

「法曹論」について、どんなことをされるのかということについて、才口先生お話しいただけますか。

才口 その前に中大法曹が大学に講師を派遣して「法曹論」や「司法演習」をやらせていただきことが決った経過については、中大法曹会の前年度の幹事長であられた安原先生が、一番よくご存じでしょうし、ま

「司法演習」は、憲、民、刑の基本三科

おられますので、その辺を先にひもどいていたい方がよろしいのではないかと思います。

新井 それでは、中津先生、お願ひします。

中大法曹会が司法特設講座に参加した経緯と「法曹論」講座中津では、中津から先に話させていただきます。

野宮先生が幹事長をなさつていて、私が事務局長をやっておった時のことです。〇

Bが司法特設講座をやろうという話は前々からございましたけれども、具体化していったのはこの時期です。

その狙いは、先程来、話が出たかと思いまが、中大生の司法試験離れが非常に顕著な事実としてあらわれておる。そういう中で、いわゆる若手実務法曹と申しますか、比較的若手と言つていい実務法曹、そのころの話では、研修所の教官を終わつたぐらいのところがいいのではないかということでしたが、その辺を中心においての話だつたんです。実務法曹が、学生の前に姿を見せることによって、司法試験がそれほど難

しい試験でなく、目の前にいる先輩たちが

現に克服してきた試験だということをまずわかつてもらう。つまり人間的なことをわかつてもらう。そして学問的なことは、大学の先生に比べて、〇B法曹ができるはずもないのですけれども、自分たちの培つた実務的な感覚に基づく法律のものの考え方を学生に話すことによって、中大生を法律にいかに近づかせるか、いかに学生に司法試験を受ける意欲を起こさせるか、それが一番大きな狙いだったのです。

その観点から申しますと、先ほどから話が出てるよう、制度としては大変成功したのではないか。学生諸君はやはり司法試験を身近に考えるようになった。それから法に対するものの考え方も実務法曹のもの考え方方が日々論じられているわけでござりますから、そういうものに親しく触れるといいましょうか身近に接する機会が持てるようになつた。

「法曹論」では、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者のうち、各一名ずつ出席しました。実務法曹が、学生の前に姿を見ることによって、司法試験がそれほど難

士とは何であり、どういう仕事をしておるのかという概括的な法曹論を一年生の前期の間にやってもらう。そして、それを受けたて憲法・民法・刑法についての入門論といいますか、そういうものをやっていく。そういうものの上に法職講座のいろいろなカリキュラムをやっていただくと、多分効果的ではないかということから司法特別講座は始まつたわけでございます。

新井 安原先生、どうでしょう。
なんところでございます。



安原 野宮幹事長
のときには、発足した
のを受けまして、
それを法職教育検討委員会の職務に

加える規則改正を行い、特に講師派遣といったものを、人事委員会との関係を調整し、組織的にやるというところに留意したと思います。幸いなことに、今、中大法曹では、一番多く合格した時期の方が、研修所の教官に多数なっておられます。そういう方を一本釣りではなくて、中大法曹としての組

織の中からコンスタントに今後も続けて推薦していくというようなしきみを考えました。適任者を公平に推薦していかなければならぬと思つています。

才口先生は、この点について、実際自分でも担当をされておられますので、具体的なところは補足してください。

才口 私、安原先生が、中大法曹会幹事長のときの事務局の次長でございますので、

その点の話を申し上げます。

講師派遣については、学校側との打ち合われせが終わり、具体的にどのように講師を選したらよろしいかということについて、多くの問題がございました。というのは、弁護士会が三つございますし、裁判官、検察官からも、できたら講師を派遣してもらえないかということで、特に裁判官は最高裁判所の許可がなければ、「兼職の禁止」の関係があり難い問題でした。もちろん検察官についても同様の問題はあったのですが、検察官の方は大らかに対応していただけ、当時の中津川総務部長が非常に積極的にお話を進めてくださいました。

ただ、弁護士会の講師となりますと、学

校側から提示された講師の資格要件があり、基本的には研修所の教官を終わった方、ほかの大学で教鞭をとられている方、法曹教育に情熱のある方などが要件とされ、また弁護士経験あるいは裁判官・検察官経験何年ぐらいからがよろしいかという条件がありました。これに当てはまる人はたくさんおられます、この人選に相当苦労しました。

もう一つは、三弁護士会の人数割をどのようにするかということについての悩みがありました。最終的には三八名を派遣することになりました。特に検察官は、現役の部長、副部長クラスの方が五名来ていただいたことは大きな成果だと思ひますし、今後も検察庁は、同様のご協力はいただけるだろうと思います。

また、今後中大法曹会が講師を継続的に派遣できるかという問題が、これから残された問題だと思います。それには、潜在的な講師要員を養成する必要がありますし、何年ぐらい講師を務めたら退いてもらうのか、あるいは退かなくてもいいのかという問題があると思います。

最後に今年から担当しております「法曹論」について参考までに申し上げておきます。

稻田寛先生（前日弁連事務総長）が三年間お務めされた後、今年から担当させていただいています。法律学科には八〇〇人の一年生がおりますが、約六〇〇人が受講しております。土曜日講座を設け、トップバッターは弁護士の私がやり、その後、佐藤判事と、山本検事がやって、最後に小島教授が締めて下さいました。最終回は私ども四人が一緒に壇上に上がり、ディスカッションと質疑応答をしました。非常に熱心に講義を聞いてくれたという印象を持ちました。

実は先ほど事務局から「法曹論」のアンケート結果をちょうどいいし、それを見ますと、なかなかおもしろいことがたくさん書いてあります。弁護士については「口がうまい」とか「自信家である」とか「金がもうかりそうだ」とか、いろいろ書いてあります。（笑聲）

裁判官については「非常に人柄がいい」というふうに佐藤判事はほめられています。中には「森本レオに似ている」なんて書い

てあるのもあります。（笑声）

それから検察官は「悪人」だとか書いてあります。（笑声）

それから小島先生は、「いかにも学者らしい」という評価です。

学生は、法曹というものに初めて接したということで、非常に意味のあったことではなかろうかと思います。

試験もやり、試験問題は、「弁護士、検察官、裁判官の職業に、どのような魅力を感じ、どのように感ずるか」という

ようなことを書かせ、ただ今一五〇通ほどの答案を採点中ですが、非常に熱心に書いております。こういう基礎的な啓蒙講座は、先ほど中津先生がおっしゃったとおり、フレッシュな知識の段階で植えつけてやる必要があるのではないか。弁護士には接する機会があっても、裁判官、検察官には、学生は接する機会はなかろうと思うのですね。

講義の中から、見方、考え方、人柄、それから法曹とは何かということを具体的に身をもって示してやることは、非常に意味のあることではないか。その中から一人で多くの法曹を志す者が増えたら、長内法

学部長や角田先生もおっしゃっているように、母数を増やす努力と役目を私どもは果たせばいいのではないかと思います。

「法曹論」のアンケートの最後に「今後も司法演習講座を受けるか」と聞いておりますが、大方の学生が「受ける」と回答しています。「法曹論」で法曹とは何かということを啓蒙し、その後、「司法演習」の先生方にそれを引き継いで研鑽をしていただけば、母数、分母が増えること間違いまして期待しています。

「司法演習」の内容と現状

新井 司法特設講座のもう一つの科目であります「司法演習」の内容について、吉川先生、お願いします。どんなシステムでどんな演習をされるのかということをお願いします。

吉川 実際「司法演習」というのはいろいろ経緯があつたんですけども、我々弁護士・実務家がやっておりまして、大体二〇名から二五名、円卓の中にしております。

普通の授業は一方通行ですが、我々は特に生徒とのコミュニケーションを大事にする

ということで、我々の最初の仕事は顔と名前を覚えて、名前を呼び合っていくということを強く意識して、その場で必ずさして話していくようにしております。ケース問題でやっておりますが、みんな非常によくやっていると思います。

「司法演習」を担当している先生方はそれぞれ持ち味があります。だから、あまりアルを決めてしまうと「司法演習」のよさが取れてしまうのではないか。したがって、私は「刑法」を担当しておりますが、「刑法」では各人さまざま自分で持ち味を出しております。やり方の問題であります。ゼミナール方式であるけれども、その運び方は各人自由ですので、私は一つの問題について、大体五、六人にあらかじめレジュメを出させて、そのレジュメを全部に配って、だれだれのはよくできている。これはまずいといふことをみんなの前でやって勵みにしております。あるいは答案を書かせて採点をし、戻して、いい文章のところを生徒に読ませる。そうすると、非常に感激したりする。

できるだけみんなの前でしゃべらせる、読

ませる、書いたレジュメをみんなでチェックする、そういう刺激することを意識的にしております。これが「司法演習」のよさだろうと思っております。

もう一つ、我々実務家が入ったというのは、今までの助手、助教授、教授という一つの学校の中のキャンパスで育った先生方の授業もありますけれども、我々外の社会、違ったところで育んできているということがありますので、ここで学んできた魂みたいたいものを子供たちに吹き込んでいこう。

ですから、授業の三分の一ぐらいは、私の実務経験を話しております。少なくともそういう一般の授業とは違うものを出そうと意識し、努力しておりますし、これから「司法演習」をしていくときには自分の体験、ケースを通していろいろ苦しんだり、失敗したりした話をしていく、そのようにしていくのがいいのではないかと思います。

学校の先生たちのやる講義方式、それから実務家のやる司法演習なら司法演習のメニューをどんどん増やしていく、学生たちにそれを選択させるというのがいいのです。

はないかと思います。生意気な言い方をすれば、学校の講義と我々司法演習とが競争し合ってやっていく。我々は実務家としてやってきたものがありますので、あまり学説とか判例などABCということはしないで、それぞれ持ち味を生かしてやった方がいいように思います。

新井 同じく「憲法」を担当しておられました中津先生、お願いします。

中津 吉川先生からお話をありましたように、この演習を担当するときに、最初どういう形で進めるかということを皆さんと相談したんですけれども、つまりある程度統一的にやるのか、個々のコースに任せるとかという話でございましたが、当面は吉川先生がおっしゃったように、各講師がそれぞれのやり方でやっております。それは

「憲法」でもそうでございます。「憲法」を担当している者が五人いるわけでございますが、一年に一回ぐらい、五人で一緒に集まって食事をしながら、意見交換をしておりますが、やり方は人さまざまです。

ちなみに私はどういうことをやっているかと申しますと、「憲法」の基本判例の中

のさらに基本的なものを選び出してしまって、それでその判決全文を学生に配付いたしまして、一審、二審、三審と読んできてもらう。それをクラスの中からチューターをして、一人決めまして、その二人はとりわけ一生懸命やってきてもらう。そして、その中で民事で言えば、原告、被告の言い分を分析し、かつ裁判所の考え方を分析し、そこに学説等もいろいろ加味しながら話し合って、どういうところでものの考え方が分かれているのかということを中心に、大体二〇人ぐらいの学生で、円卓の方法でチューター二三人を中心に行なっております。

講師である私は、チユーテーの足りないところを補いつつ演習を続けていくということをやっております。

新井 ありがとうございました。

今「刑法」「憲法」というふうに進みて、私も「民法」の演習「一二三」を担当しておりますので、若干お話しをします。

「民法」の一二三、それから一もそうですが、共通の問題を作成し、検討会を開いて、討議します。あと細かい点、あるいはその問題をどういうふうにみんなで議論するの

かということは、各講師にお任せするという形でやっております。大体お二人の先生と同じように「民法」でも、やはりレポート、担当者を決めて、基本的にはそちらの発表を中心にして行うという点では変わりません。

それから私が最初の年に生徒からこういいう指摘を受けました。先生方も忙しい中を多摩まで来て学生に接するんだから、学校の先生と同じような話じゃなくて、実務の先生方の担当した事件、そういういたものをもつとどんどん話してほしい。そうしないと、折角来ていただく意味はありませんよと、はつきりそう言つた学生がいました。

授業の一講目あたりに、そういう注文が

出まして「あつそういうものか」と思いました。当然と言えば当然なんですが、何となく初年度で肩肘を張つて出かけたという気持ちがありましたので、テーマに気を取られて、そういう点に思いが馳せなかつたということを反省し、先ほど吉川先生がかなりの時間、自分が担当した事件を中心にお話をされたと言わされました。私が担当

して勝った事件、負けた事件、そういう形のものを毎回初めの一〇分程度話します。

正直なところ、演習問題をしているときよりも、生徒の目はこちらの方に引きつけられてくるということを毎回感じております。中には「報酬は幾らもらつたんですか」という話も出て、正直に金額を話して、それは高いのか、安いのか、皆さん考えてくださいという話をしています。そういう意味で、我々の持ち味とすれば、法曹実務家に接することの少ない学生に、自分たちの担当した事件を通して、弁護士とはどういふものなのか、どんな仕事をしているのか、どんなことを悩んでいるのかということを感じていただくのが大きな使命ではないかと日ごろ感じております。

それから今の制度の中で、学生から前期・後期が終わつた後、アンケートを取つておられます。また我々講師も感想をアンケートという形で記載して学校側に提出しております。こういう制度をとつた趣旨あるいはその効果、その反応、その辺、角田先生、いかがでしょうか。

学生アンケートの意義と結果

角田 学生による授業評価、広く言いますと、大学の「自己評価」、そういう動きを促進したいという動機がありまして、「司法演習」や「法曹論」だけではなくて、我々の方も昨年から取つております。項目は違いますけれども、それを全部集計して、それぞれの先生方にお渡しするということをやつております。

その大きな狙いは、とにかく教師というのは学生に教えてやるという一方通行でし、ゼミですと双方で議論しますけれども、授業の場合はもつと一方通行で、わからなければ学生の方が悪いんだという意識が非常に強うございます。このよかれと思つていることが、学生にとっては一体どういうふうに受けとめられているのか。どういうところがいいと言い、どういうところが悪いと思っているのかがよくわかりません。

それを見て、学生に何がわかるかということを言う先生もいらっしゃいますけれども、総体として、まじめにアンケートに答えているなと思います。確かに学生から見ると、そういうふうに見えるのだなということが

我々もわかります。そういう点で、まず最初に法曹会の先生方にアンケートを取つていただいて、我々の方に次はやるんだぞという覚悟で二段構えでやりました。

それから先行させていただいた理由は、我々は日ごろ接しておりますけれども、学生に教える機会を最初にお持ちくださった

法曹会の方々に、一体学生というものはどういうものなんだ、どういうところに関心を持つているのか、何よりもお知りになりたいに違いない。その往復運動をやりながら、学生はこういうものなんだということに慣れていただくのが一番いい方法ではあるまいか、そのことを感じたのが始まりです。

そのことから、毎年「司法演習」を担当してくださっている先生方と反省会を開いております。そこで出た意見や要望については、今度は我々の方も、次のときにはどういう点を改善しなければいけないのかといふ受けとめ方ができますので、そのことの素材に使わせていただいている、この三点あるかと思います。

新井 三和先生、学生のアンケートを取っ

ていただいて、当初予想したような効果といいますか、あるいは違った、意外な反応というものはありましたでしょうか。

三和 アンケート自身は、学部長でありました角田先生が始めたわけでありまして、私自身は最初実は疑問を持っていました。

我々の方でやらなければいけない「自己

点検・自己評価」は、みんなやがるものですから、とりあえず「司法演習」からやつたという経過がございましたけれども、結果といたしましては非常によかったですと私は思います。こんなにいい効果が出るとは思っておりませんでして、学生に役立つかなどと思つております。こんなにいい効果が出るとは思つたと 思いますし、アンケートの回収率も「司法演習」が一番高いんです。そういう点では成功した一つの証になっていると思います。

「司法演習」の問題点

新井 ありがとうございました。

そのアンケートの中で、「司法演習に満足できなかった理由は何ですか」という問い合わせをして、「参加者の意欲に差があり過ぎ

て授業効果が上がらなかつた」という回答が相当数あります。生徒が大体二〇人前後いる中で、いろいろな取り組み方、あるいは意欲、そういったところに大変な差があるということは、我々講師の間でも意見が出る問題ですが、こういうことで問題点として二つ挙げられると思います。

一つは、ある程度勉強する意欲の強い人の仲間、あるいはそうでない人というような形での分類が、これから可能なのではないかという点と、人数をもう少し少ない規模でというのが講師側のアンケートの中に大分出ております。二〇人は多いから、できれば一五人、一〇人、このくらいの規模でクラス編成できないかというのが、講師のアンケートにも出でますが、その辺はいかがでしょうか。

三和 まず大学システムから申しますと、

四月の入学ないしは二年生になりましたときの三月の終わりごろに、履修届を出さなければならぬものですから、後期から始まるものにつきましても、その段階で全部決めていかなければならぬわけです。そういう技術的な面で、実際上は一回で集め

まして、憲・民・刑の部屋を分けておきまして、そして、それぞれのクラスのカードを準備して、希望者を集めて配っていくと

いう形でやっておりますので、そこで能力別といいますか、意欲別というのですか、そういうクラス分けがどこまで可能なのか、実際の事務上の問題からいって、難しいのではないかという気がいたします。

新井 この点について、授業内容というか、要項を各人ごとに発表するという制度とか、それで、生徒が、この先生はこういう方針で演習されるんだということで、生徒の方からも選択できる材料を提供して欲しいという要請がありますが、どのように配慮されているのでしょうか。

三和 従来も学生の希望に合わせてやっていたのですが、従来の学生の選択を見ておりますと、はつきり言って、先生方がわからないものですから、時間割を見ておりまして、時間割が土曜の終わりごろになりますと評判が悪いんです。

ですから、それにプラスされまして、本年度からは先生方が各講義方針を書かれたわけです。実は、講義方針を厳しく書かれ

た先生のところには、学生が来ないというのがありますと、ある特定の先生につきましては、極端に少ないんです。

なぜかといいますと、必ず試験をやるというふうに書いてある先生のところには、学生が行かないんです。レポートでかかるとか、あるいはとにかく参加してくれるようになると、やさしく書かれた先生のところには多く学生が集まっているのじゃないか。

ですから、今年は時間割の要素と先生方の講義方針との両方の組み合わせでできる面があると感じております。

新井 二番目の、「クラス編成で学生の人数をもう少し少なくできないか」ということについてはどうでしょうか。

三和 人数は平均してやつていけば、できる可能性はあるんでしようが、やはりなる

べく学生の希望を生かしたいという気持ちがありますので、二〇名を若干超えましてでも、それを削つて他に回すのは、なるべく避けたいと思って我々はやっているんです。だから、技術的にやろうと思えばできないことはないんですけども、希望していることを削つて回しますと、先生にとりまして

は、第二志望になりますから意欲が減ってくるのではないかという気もいたしますし、現実に受講生を見てみると、一〇名以下のクラスもありますし、一〇名台のクラスもあります。時間割と講義要項のいいところもありまして、それはある程度ならそうと思えばならせないことはないんですけども……。

新井 例えば講師の数とコマ数全体を増やして……。

長内 講座数を増やしていくという形で考

えますと、現在大体六〇〇人から六四〇人の受講生がいますので、二〇人編成で三〇数クラスが必要です。単純化していくと、そういうことになりますけれども……。

三和 これは、極端に言つて「司法演習」は学生にとって、取つても取らなくていい科目なんです。ですから、希望どおりですかから、何名来るかは、我々はつかみきれないのであります。大体前年の実績からこうであろうということでやりましたが、それよりも多ければ、結局クラスの人数が多くなってしまう。例年予定しましたよりも、今年

は多かったと思います。それでもやはりバラツキがあります。多いクラスと少ない

クラスに分かれているんです。先生方を増やしただけでは解決つかない。

長内 単純には解決つかない問題だと思います。まず、「司法演習」の講座数を拡大する方向で考える場合、一つはご協力いただける先生の確保の問題があり、また拡大した場合には、結局学生の選択によってバラツキが出てくる。さらに法学部全体として、専任教員と非常勤講師の比率の問題等々もございます。このように、学生の数を大体一クラス一人を限度として考えるという場合には、いろいろな問題を考えなければなりませんので、ちょっと研究させてください。

三和 いざれ来年度に向けてやるときに、現事務局からデータを出しますけれども、現状で気がついておりますのは、二年生になりましたて、前期・後期の二、三の演習がございますが、多分同じだらうという形で我々は組んだんですけれども、実際には一が多くて三は少なくなつておりますので、三の講座を減らして二の講座を増やすという技

術的な問題は事務局で今検討しております。

安原 「憲法」について、従来から……。

三和 「憲法」は了解がつきました。「憲法」は一を法曹会がやって、二、三を研究者が担当するということを従来とつてきましたわけですが、「司法演習」の趣旨が単なる教育だけの問題ではない。OBの法曹に接する機会を与える必要があるという本來の趣旨を生かしまして、来年度からは「憲法」の一も二も、全部法曹会でお願いするということになりまして、それは了解がつきましたので、来年度からはそういう方針でお願いしたいと思っております。

新井 ありがとうございました。
講師の先生方に、この制度を今後どうんなふうに発展させていくか、お聞かせいただければと思います。

司法特設講座の発展のための課題

才口 このまま継続的に推進した方がよろしいかと思っています。我々が担当してお

ります「法曹論」とか「司法演習」が、どんな成果や効果をあらわすかについては、近い将来必ずや成果があがると確信していません。

います。

具体的には、「司法演習」を担当して学生と接觸しているうちに、だんだんに受験志向の学生が多くなってきました。休み時間とか、講義の合間の会話の中から、徐々に受験してみようという気持ちに変わつてくることがわかるのです。

昨年から新規に開設された多摩校舎の法職講座ですが、昨年担当した「司法演習」の学生に、受験を勧めたところ、二人受験しまして、一人受かりました。そういうことで、効果は徐々にではあるが、上がつていくだろう。そのためには、継続的に中大法曹会が講師を派遣する方法を真剣に考える必要があると思います。派遣講師の候補者、人材はたくさんおられます。その選択の方法について、具体的な基準を定め、継続的に供給できる体制を整えることが重要ではないかと思います。

新井 実は私ども法職教育検討委員会の中での意見として、こういう司法特設講座の内容を知っている方は、そうたくさんおいでならない。一部の方は知っていても、知らない方が多いのではないか。そこで、

司法特設講座とはこういうものですよ、そ

れで我々がみんなで大学に出かけて学生に接しているんですよ、ということを、本日

の座談会で話し合う中から感じ取っていた

だいて「よし、じゃおれもそういう講師をやろうじゃないか」という人たちの呼びかけの趣旨も一つ盛り込んで本日参加しているという実情があるわけでございます。

三和 その点でぜひお願ひしたいんですけども、非常に生意気な言い方ですが、我々見ておりまして、最初安原先生、その前の野宮先生が始められたころには、毎週出かけていって、そんな安いものでだれができるかという雰囲気がございまして、先生方が大変で、多分一年来られたらやめられるのかなと見ておりましたら、非常に熱心にやつていただきました。ありがたく思うんですが、それはやっぱり出かけていって学生と接触されて、学生が反応してくれれば、教育

というのはお金にかえがたいものがあるだろうと思いますので、ぜひ楽しみのあることを強調していただきましたら、法曹会の方々も参加していただけるんじゃないかなと思います。表面だけ見ますと、毎週拘束さ

れて、あんな安いものじゃ行けるものじゃないということがありますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。

新井 その点について、先程休憩時間に、吉川先生が「学校に出かけるのが楽しみになつた」というお話を伺いましたので、その辺のところをお願いします。

吉川 私は検事をやっていて、途中から弁護士に変わって、弁護士になりますと、いろいろな争いごとの中でストレスがたまる部分がございます。検事の時代は価値観が一本で、ずっと走つていったんですけども、弁護士はいろいろな価値観を持たなければいけない状態にあって、金曜日に子供たちのところへ行くのが楽しみで、さわやかな感じもしております。

三和 その学生が試験にどんどん受かってくれますと、また励みも出るだろうと思いまます。

新井 このテーマの行く着くところの次の問題について、この「司法演習」を一年生、二年生で修了する、そうすると、その先ど

しょうか。

角田 「司法演習」を一年、二年に置きました理由は、学生に、将来、法曹の動機づけというのをずっと持つてもらいたいとい

うことと、身近に接することによって、それが強化されるということ、それと並んで、専門の教員の演習・ゼミは三年・四年から始まりますが、一年・二年の間は空白があるということがございまして、三年・四年は専門の教員が引き受よう、基本的には非常に単純ですけれども、こういう区分けをしておりました。

もう一つは、司法特設講座の三～四年のところに特講科目を置きまして、基本的に二単位を半期でやるんですが、一、二と通年でもいいという講義を置きまして、司法試験の基本六科目「憲法」「民法特講」それに加えて「行政法」もありましたか、特講という講座を置きまして、これは基本的に専任ないし兼任の教員で受け持とうではないか、そういう体制をとつてまいりました。

先ほど才口先生が「民事訴訟法特講」を担当しているというご説明がございました

けれども、法曹関係者としては、才口先生に今年度から持っていたいというわけです。この特講の部分が今のところやや弱体です。専任教員の中にも、大学で教える教育と司法試験のための教育は共通性を持つところが多いという考え方に対して、いや、自分の研究を学生に伝えることの方がよりアカデミックな大学らしい教え方だと思っている先生、めんどうくさいからいまだという先生と、大まかに言うと三つぐらいあります。もう一押しすれば、それは司法試験を勉強する学生にとっても法学教育の王道を歩むことになるんだと賛意をしてやってくださる専任教員が、必ずしも多くないということを意味しているわけです。新井先生がおっしゃいました2年生で「司法演習」を終わった学生を、どこで受けとめるのかという問題は、体制としては弱いところなんです。

もう一つは、多摩の法職を思い切って拡大して、そこにもう少し力を注ぐことが重要だと思います。それは正規の授業とこういう司法特設講座を有機的に組み合わせることによって、もう一つ先の勉強を進めて

いつてもらいたいと思っているわけです。

三和 それから司法特設講座と申しますのは、我々の認識では「法曹論」と「司法演習」だけではなくに、今お話をありました

三年、四年の共通科目になっています「特講」が入っているわけです。「特講」の狙いは、結局、講義を通年でやると違って、

例えれば民法なら民法の重要な問題というテーマでもって論点的に民法の体系にとらわれずに、問題点をやっていく。そういう形で「司法演習」の人たちを受け入れて発展させていくという形で組んでいきます。その中には二単位ですから、半年ずつでも外

部の先生方も来ていただいて、やっていただければ効果が出るだろうということで、才口先生にもお願いしたんです。そういう形で「特講」の使い方が、今のところうまくいっていないんですけども、将来、充実させていくつもりであります。

伊井 レジュメに従いますと、二の3の大法学部の司法試験への対応の問題、三のこれから法曹養成教育と中大法曹会の役割の問題が残っているわけですが、今までの話の中で、随分それに関わることも出てきていますので、それに沿って進めていきたいと思います。

四、司法試験制度の変革とそれに 対応する方策

伊井 レジュメに従いますと、二の3の大法学部の司法試験への対応の問題、三のこれから法曹養成教育と中大法曹会の役割の問題が残っているわけですが、今までの話の中で、随分それに関わることも出てきていますので、それに沿って進めていきたいと思います。

ご承知のように、今年から司法試験の制度が大きく変わります。いわゆる内案と言われているものですが、三回以内の受験者に対しても優遇枠ができる。そういうものができたことによって、結局学生たちがある意味では戸惑いと、どう利用したらいいのかということを考えていると思います。予備校は、その指導を盛んにいろいろな形でやっているようですが、予備校によって対応が大分違う。ある予備校は頻繁に受ける

な言い、ある予備校はどんどん受けろと言つておりますが、その辺、受験生は迷つてゐると思います。大学教育の中でも、受

験生からいろいろ司法試験について質問が出てくると思うのですね。また、今後合格者が増えていく、七〇〇人、八〇〇人あるいはそれ以上と言われていますけれども、

そういう中で、合格者が増えたり、新しい制度ができたことに対し、学生に対して、大学はどういう対応をしていくのかという問題です。

それから、今、優秀な人材をいかに確保するかということが一つの大きなテーマになつてゐると思います。そういうことに関して大学の方からお話しいただきたいのですが、タイミングよくといいますか、一番最近の中央大学の「学員時報」に長内法学部長が「国家試験への対応、動き始めた法学部」というテーマで文章をお書きいただいているので、この内容の紹介がてら、長内先生から、今言つた点も含めてお話しいただければと思います。

るべき法学部教育の姿

長内 それでは私の方からまとめて発言をさせていただきたいと思います。

冒頭きつい言い方になりますけれども、先ほど角田さんが言われたように司法試験

の中央大学の栄光の時代が、本当の意味で、

中央大学法学教育の裾野全体を広げる効果

を生んできたのだろうか。司法試験を体験

しなかつた人間としてありていに申し上げ

れば、あの当時「中央大学法学部にあらず

んば人にあらず」「中央大学に入つて司法

試験を考えないやつは人間の屑だ」という

雰囲気が支配的でした。そういう雰囲気の

中で大勢の学生が試験に取り組み、最盛期

には一五〇名以上が合格していたわけです。

しかし、この数は、当時非常に学生数が多

うございましたから、法律学科だけを母数

に考えてみましても、全体の一割強であり、

残り九割の学生にとって、司法試験とは一

体何なのか。彼らは単なる落伍者なのか、

という問題が繰り返し議論されてきたわけ

切である。しかし、それが法学教育全体の裾野を広げ、結果的にどっちの道へ行つてもらえる、そのエンジンになるのが司法試験であるべきだ」と考えてきたと私は思ひます。

ところが、現実には、残念ながら司法試験を経験なされた先輩たちと、そうじやない多くの卒業生の間には、かなりのギャップがあつたよう思ひます。

そういう意味で、今後中央大学の司法試験合格者を増やしていく施策を考える場合、

司法試験への取り組みが法学教育全体へのよきインパクトを生むエンジンであらねばならないという基本的なスタンスが必要ではないかと考えます。

私立中央大学法学部にとって司法試験は何と言つても重要な柱である。しかし、法曹以外の道に進む人にとって、法学教育を受けたことによつて、十分に社会的な戦力になり得るということがベースになつていかなければならない。その中で学部が行うべきことは、資格試験にも十分対応できる基礎体力教育をきちっと提供できるかど

「中央大学法学部にとって、司法試験は大

うかということだと思うのです。その意味で私どもの方にも反省すべき点がたくさんございます。

その点、残念なことに、私ども大学サイドには、司法試験という課題をある意味で敵視する雰囲気がなかったわけではございません。そういうた雰囲気が例えは、学連と教授会との間で、いろいろな摩擦や感情のぶつかり合いを生んできた背景になつてゐるよう思います。本當は、両者が中央大学における、法曹教育全体の中とそれとの役割を協力的に果たすべきなのです。その中で、学部が担当するのは、法曹を目指す諸君にとってもそうではない諸君にとつても、共通の、基礎体力をつくるための教育をきっちり提供することだと思います。

そして、それを前提に、可能性のある諸君がより専門的な受験体制に入つていくといふ関係をつくり上げていかなければならぬんじゃないかな、これがまず総論でござります。

数字からずつと落ちてきて、現在四〇〇を割り込んでいる。これを克服するためには、四年生までに、短答式にきちつと向かえる学生をどれだけ多くできるか。そのためには、大学受験者数の減少という客観的な情勢の中で、母数となる法学部進学者をどのように確保していくかが最大の課題だらうと思います。その母数確保も、ただ漫然と法学部の入学定員を増やすのでは無意味です。実際に過去の合格実績を見てみると、やはり法律学科、特に昼間部法律学科の定員を拡充する形で確保していくことが重要です。臨時定員の恒常定員化という課題も、こうした視点から取り組んでいく必要があります。

もう一つは、夜間部をどのように考えていくのか。現在、法学部ではまだ確定的な方針を持つに至つていませんが、現状のままではいけないということについては、私たちの認識は一致しております。前任の角田先生の時代に、いわゆる夜主型への転換という考えが叩き台として示されました。たゞ、漫然と数を広げても意味がないわけでも、意識を持った学生たちをどうやって迎え入れるか。先ほどレジュメの中で優秀な人材という言葉で書かれてござりますが、やはり司法試験の場合には、入学時に優秀

なことができるかどうか、緊急の課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

もう一つは、夜間部問題との連動もございますが、やはり司法試験等の各種国家試験の成果を出すためには、また、法学教育一般のレベルを上げていくためにも、昼の法律学科を始めとする昼間部の時間割をゆとりをつくる必要があります。現在は昔と同じような形で、ここから先は夜間部という時間割になつております。そのため、例えば法職講座や公務員講座の開設の場合に、過密な時間割の中でどうやって組むか非常に難かしい問題となつています。そういう意味では全体としての学部教育の時間割の中で、課外の講座を十分に取り組めるぐらいのゆとりを持った時間割の編成を考えなければならないと考えております。

入学定員を拡充していく場合に、たゞ、漫然と数を広げても意味がないわけでも、意識を持った学生たちをどうやって迎え入れるか。先ほどレジュメの中で優秀な人材という言葉で書かれてござりますが、やはり司法試験の場合には、入学時に優秀

であるかどうかも勿論ですが、挑戦の意欲を継続的に維持していくことが絶対必要です。そういう意味で一つには、附属高校の生徒を対象に——これは慶應義塾大学の物真似と言われるかもしませんが——将来職業として法曹へ進んでいくことの意義や可能性をPRしていかなければなりません。これは附属高校のみならず、推薦入学指定校についても必要だと思います。これまで一般入試の過去実績をベースに推薦指定校を選定してまいりましたが、今後は一定の目的意識を持つた形で、指定校を開拓して法曹という世界へ進もうとする諸君たちが、より多く法学部へ進めるチャンスを拡大することも必要であろうと思います。

同時に、そういう形で入ってきた学生諸君に（もちろん一般入試の諸君も含めてですが）司法試験へのチャレンジング・スピリットをどういうふうに植えつけていくのかも大切です。その点過去四年間進めてまいりました「司法演習」「法曹論」が大変大きな役割を現在進行形で果していると思います。これを含めて、いかにチャレンジング・スピリットを養成していくのか。先

ほど、現在の中央大学の学生気質というところで、他大学、特に我々がライバルとして今後も競争していくなければならない大学の学生に比べると、どこかに負け犬意識を背負っている学生が多いという指摘がありました。これを取り払うと同時に、法曹という職業に魅力を感じる学生を育てていかなければなりません。そのためには地味な努力を続けるしかないだろと私は考えております。

次に、学部教育と受験指導体制の機能分けが必要と考えます。これは先ほど中村先生からご紹介がありましたように法職ができましたときには、動機づけの機能から始まって、三つの機能を法職が担うべく期待されておりました。その後に「法曹論」「司法演習」等ができまして、ある意味では既に一定の分業が法職との間では行われているわけです。こうした分業と協同の体制を学部と法職だけでなく、学研連との間にもつくり上げていくことが必要です。

学研連と学部及び法職との関係をどのように考えていくのか、先般来、学研連委員長の山岸先生や瀬川先生・木村先生と懇談

の機会を持たせていただいておりますが、私どもの方にもまだ具体的なイメージがございません。この辺について、中大法曹全ての観点からもお知恵を拝借できればと思います。

もう一つ、この間各地を回りまして、親御さんたち、あるいは学生たちと会っておなりまして、実質的な受験層というものをお話をありましたが、受けたらよさそうと思う学生がむしろ逃げていく、中クラスというかBクラスの学生の方がむしろ何となく居残って受験を繰り返している。ある意味で親御さんたちとの話し合いの中で、大学が「君は別な道へ行つた方がいい」という決断をしてやる仕組みが必要なのかなとも思います。受けろ、受けろと太鼓を叩くだけじゃなくして、一定期間受験勉強に取り組む中で、やはり適性なり可能性なりというものが見えてくる時期があるんだろうと思います。今のところは母数確保といえば受験者数の確保ということになりがちですが、ある段階を経たところで、実質的な戦力となる層をどれだけ選び抜いていく

のか、この仕組みを考えなければならぬ。この仕組みができれば、親御さんたちの不安をある程度取り除いてやることができるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、中央大学の現状では、司法試験がオールオアナッサングの試験になってしまっており、学生たちにとって、非常にとつつきにくいものになっているという事実がござります。そういう中で一定数以上の者が試験に確実に取り組んでいくためにも、ぜひ短答式の早期合格を具体的な目標として、体制を整えていかなければならぬのではないかと考えます。長くなりましたが、以上でございます。

受験三回優待と学生への指導

伊井 短答式の早期合格といつても、果して自分が今受けていいものやら、迷いがある。受験三回枠というものができたことによつて、法職の学生たちの中にも、自分は今年受けてもいいのかという悩みも出てくると思います。そういう悩みを相談するところが欲しくなる。そういうことに関する指導は大学として何かお考えでしようか。

三和 まず総括的に申し上げておきますと、回数制限という問題は、一番重大なことであります。まだデータを取つておりますが、去年までの傾向から申しますと、論文合格者は不思議に四回目が圧倒的に多いんです。それが引っ掛かってくるということになりますと非常に困ったなということがあります。

もう一点は、先ほどから言つておりますように、在学中に少なくとも短答式を受かせたいという希望があるんです。これを早くやり過ぎますと、三回制限に引っ掛かってしまうという矛盾があります。向で弁護士会の方にお願いしたいということが一番大きなことです。

それ以外のことにつきまして、細かい点を申し上げますと、一つは、法職としては前からやっていたんですけど、今年から特に重点を置きまして「受験指導相談コーナー」を設けております。現在、夏休み中もやっておりまして、特に現在の修習生に無理を言いまして、土曜日に来てもらつて、受験相談や回数なんかの問題で、自分が今

年受けていいかどうかを具体的に相談する体制を取つております。

それから、それ以外も、現在月曜から土曜まで（夏休み一齊休暇中を除く）ほとんど開設しております。この宣伝がうまくいくておりますが、この利用を呼びかけていって、そういう悩みにこたえていただきたいと思っております。

先ほど学部長が言つておりましたオールオアナッサングの問題に関しまして、私自身としましては、今日の話からずれますが、簡単に申しますけれども、公務員試験との並行がある程度考えていくことができないだろうかというふうな点が将来の課題になってくるのではないかろうか。例えば県庁あたりとの関係で、ある程度まで頑張つていった者は、そちらへ行くという方向も考えられるような感じがいたします。

それから司法試験制度の改革の問題につきまして、最近感じておりますことは、先生方ご存じだろうと思ひますけれども、実は回数制限だけじゃなしに、試験内容が大幅に変わつてきております。今年の試験を

見ましても、憲・民・刑は、割に高度な試験になつておしまして、憲・民・刑を除きますと、基本的な問題に返つてきつたる。商法の問題などを見ますと、まさに学部の学生の方が受かりやすい試験になつてゐる。そういう点で、指導体制を考えていかなけばならないわけありますけれども、やはり基礎が非常に大事になつてきている。本当に基礎的な問題ですから、受験のベテランはかえって戸惑つて、答案構成ができるのではないかという感じがいたします。

それから短答式にしましても、前から問題だつたんですが、今年あたりは公務員試験の問題と非常に近寄つてきつたる。そうしますと、東大、京大の連中は、公務員試験と掛け持ちでやつておりますから、短答式は共通で受けられる可能性が出てきている。だから、司法試験だけをやつているのが、必ずしも有利でなくなりつてしまふので、内容的な点も我々指導体制として考えていきたいと思います。

いずれにしろ、最近の改革の方向は、中央大学にとつては厳しい状況じゃないかと、いうことが現実であります。

伊井 大学の方でいろいろと新しい試みやら、いろいろな制度をやつていこうとされることはよくわからましたけれども、結局、我々実務法曹の側で、果してどういう協力が今後とも可能なのかという問題が出でてくると思います。

学研連との協力の問題あるいは中大法曹会としてどれだけの協力ができるかということについて、松崎先生、何かご意見ござりますでしょうか。

の諸先生方にもご理解とご支援をいただかなければいけないという観点で申し述べさせていただきたいと思います。

大学と学研連との関係は、古い古い関係でございますことは、皆さんご承知のところです。学研連は大正の末期から、昭和一〇年まで六つの研究室ができたのでも、今日まで六〇年、七〇年の歴史を有するわけでございますが、中央大学出身の司法試験の合格者の約七〇%から八〇%は、この六つの研究室で目的を達成していたと思うんです。

ところが、現在では六つの研究室で中大全体の最終合格者の約三〇%になつています。ことほどさように、いろいろな原因や理由があり、学研連だけの責任じゃないと思いますが、学研連の中大合格者への寄与度が低下してきております。学研連の研究室 자체が、特に最近客觀的情勢が変わった

ながら、私は理事長にも、それから理事会に携わつてきました。それから一昨年は、学研連の委員長をやらせていただいた経験から発言いたしましたが、これはあくまでも学研連の統一した意見ではございません。あくまで私の経験に基づく個人的な意見でございます。しかし、個人的な意見とい

中で、充分対応しきれなくなってきた。ということだと思います。一言で言えば、制度疲労を来しているということなんですね。

具体的に言えば、以前は各研究室 자체で答案練習会とか、研究室出身の教授、助教授あるいは合格者が研究室に行って、個別指導ができたんです。ところが、どんどん世の中が忙しくなったということもあるし、それから合格者がどんどん減ってきてますから、指導体制がだんだん低下してくる。よって悪循環により合格者を出せないといふ今日的な状況になっているんですね。そのことでいみじくも、大学当局も学研連だけに任せておけないという認識もあってのことだと思いますけれども、ようやくと言つては大学当局に失礼かもしれません、法職講座をつくり、大学当局も直接対応するシステムをつくってくださったわけで、この点、中央大学総体から見れば非常にありがたいことなんですね。

大学と学研連の関係というのは、大学当局にお叱りを受けるかもしれませんけれども、我々の先輩が大学の施設、つまり物的な施設を無償で提供を受けまして、司法試験の合格者を送り出す養成は、先輩がそれを行っていたわけです。それは今日も現状は変わっていません。

どこでどうするかということで、学研連との関係は、私は「相撲部屋論」というのを唱えているんですが、学生は大学の学生だけれども、司法試験に受かるための養成は研究室が相撲部屋としてよろしくその養成を受けもっているんですよ。これは頼まれたわけではなく、自主的にやっているんですが客観的には大学当局から委託を受けてやってきたという関係だと思うんですけど。

ところが、日本相撲協会と相撲部屋、中央大学と学研連の研究室との大きな違いは、大学当局は養成費用を一銭も出していないということです。相撲部屋は相撲協会が、風呂代からまき代から全部出して養成して関取にするという仕組になっていますね。関取にするということは、研究室へ入って司法試験に合格して初めて十両になるようなものです。十両から前頭に上がっていくと弁護士会長ぐらいになれば三役でしょうか、最高裁判事や検事総長、日弁連会長になれば横綱になつたというものでしょう。ところが、現在では私どもも先輩として力がなくて対応できず、答案練習もやらない、個人指導も充分できないということで、研究室の運営をしていることで手一杯というところです。ですから、その辯証とかなりませんかということを、私は学校当局にお願いしているんですけども、そう簡単にいかないんですね。

もう一つ、相撲部屋というのは、今五〇ぐらいあるんですが、十両までの関取は各部屋一人か一人半ぐらいで、いない部屋もあるんですよ。

ところで、研究室でも何としても合格者を出そうとしますから、最低一名か二名は合格をするように運営すると思うんですよ。そこで私が言っているのは、全くの戦術論ですが、中央大学として今後合格者を最低三桁の数字に乗せていく必要があり、一〇〇名合格させるためには、そういう意味で研究室を四〇ぐらいつくって、平均して二名か三名、合格させることに全力をあげ

る。だから、私は研究室を三〇～四〇位おつくりにならうでしようかと言ふんですけれども、これには施設が必要だし、金が必要だから、現実的じゃないでしょう。

そこで学研連と学校の関係はどうしたらいいかということなんですかね、研究室はそれぞれ歴史と伝統がございますから、一概に言えないんですが、私の個人的な意見としては、この際、司法試験合格者云々のために、今までやつてきた運営権を、大学の法職の方に大政奉還する。大学で六つの研究室、一二の研究室を、今法職の定員が少ないというお話をあってのことですから、従来の名前を冠するか、冠しないかは別にして、第二研究室、第三研究室、第四研究室：から一二研究室ということで、大政奉還する。大学当局がそれを受け取るのには、いろいろな受け入れ態勢をつくらなければならぬと思いますけれども、運営のための人が必要ですから、大学当局で人をそれに配置するということになれば、人件費も必要でしようが、そういうことは先輩が今後とも無償でやっていく。法職の中にまるごと大学と研究室の協力体制ということで、

講師を派遣したり、研究室へも法職講座から受験させる。研究室をまるごと法職が受け取って、組み込んでもらうというのが一番早い方法かなと思ってるんです。

先ほど長内法学部長が、この関係をどういうふうにしたらいかというお話をあって、学研連でも決まっておりませんが、学研連自体が何よりも今の自分たちの学研連をどうしようか、そういう窮状に直面していることは客観的に間違いないので、この辺を学校当局とともに、できるだけ早くそういう体制をつくって、さつき私が言ったように一〇〇名の合格者を目指して大学ともども頑張っていく、一緒にやらせていただきたいというふうに思っています。これは私個人の意見でございますが、よろしくご理解とご支援のほどをいただければありがたい。あまりにもドラスティックな意見で、そんな意見はだめよということであれば、どこがだめなのか教えていただきながら、協力してやらせていただければと思つて次第でございます。

伊井 現学研連事務局長の木村先生、いかがでしょうか。

木村 私が述べることも、もちろん学研連を代表してというのも、意見をまとめたものでもないんですけど、確かに大学ないし法職に大政奉還するという議論は、学研連の内部にもないわけじゃないんですね。

柳澤 松崎先生のご意見に対しまして、追加したいと思います。十何年か前に、法職

運営委員会が設置されたときに、私は学研連の委員長をしていました。学研連・中大

法曹会は大学側に、法職での受験指導を要請したわけです。学研連は、法職の運営は二フロア欲しいという要請をしているわ

けです。そして中大法曹会にもご協力をいただきました。その結果、大学では大学の経費を使う以上は、学研連には法職の運営を任せられない、予算の運用責任があるからということで、委員の人数等が決まったわけです。当初からこのような発想で法職運営委員会の設置を要請いたしました。十年前、法職のスタートするときから、そういう発想であったということをつけ加えさせていただきます。

したときに、法職の指導体制がどうなるかということを考えてみるべきだと思います。法学部長が言わされた一〇〇人の合格者を出すために、一学年一〇〇人の研究室員しか育てないというのでは足りないのは明らかです。ところが、現状の多摩の法職研究室は定数四八です。一学年に割ると一二名という数字でしかないんです。これに対し、学研連が一年間でとる学年ごとの人数は、二二団体で大体一〇〇人ぐらいです。つまり、現状では学研連と法職講座の研究室を合わせても一〇〇人ちょっとぐらいの学生しか研究室の席は与えられていないんです。ところが、実際に各学研連や法職の研究室を受けにくる人は一学年大体二〇〇人ぐらいいるんです。せっかくのこの二〇〇人をうまく生かすためにはどうしたらいいのか、この人たちにいかに勉強の場を与えるべきのかということを考えなければいけないと私は思います。もちろん学研連がこの二二団体で全部収容するのは、現状の施設面からいって無理だと思います。

ですから、大学が中心になって法職講座が今よりも広い研究室をつくるべきだと思

いますけれども、しかし、どこまで広く大きくなるのかと言えばおのずと限界があるのではないかであります。例えば一学年五〇人とかいう研究室では、やはり研究室としての運営はできないだろうと思います。そう考えると、私は大政奉還論というのを少しドラスティックすぎる考え方だという感じがして、そこまで一気に行くのは現状では無理なのではないかと思います。むしろ学研連と法職とでようやく二〇〇名から二二団体の学生を育てられるのではないかと思います。例えて言えば法職講座の答練習会とか多摩の答練習会を一つの稽古場の土俵にして、そこに私どもの研究室の学生がそれぞれの研究室から出ていて稽古をする。そこには法職の研究室の室員も来る。その競争の方がむしろ合格者を相乗的に増やしていくことにもなるのではないかというふうに私は思っております。

既に終わったという認識を持ち得るかどうかが第一点の問題だと思います。それから、現在の学研連をどう活用するかは、大まかに言って学研連の入室志望者を大学でどういうふうに吸収できるかという問題です。又、現に入っている室員をどう活用できるだろうか、それから合格者をどう使えるかという、その三点からいろいろな策が考えられる余地があるような気がします。

殊に、中大法曹会として一番問題なのは、大学の「司法演習」なり「特講」なりに、どういう人を送れるかというシステムづくりの問題があります。実は、野宮幹事長のときに、私は法職教育検討委員会の委員長をやってチユーテーを送り込むためにどうするかということで、大激論をしたこと

があるんですが、その途中で「司法演習」の問題が起きてきて、講師派遣に変わってきて、今、中大の法職教育検討委員会は、

人材派遣のための検討機関みたいに変質しつつあるわけですね。これをもう少し横断的な意味で組織化するか、幾つかのレベルからの検討が可能ではないかという気がし

中大法曹OBのこれから役割

中村 学研連の果してきた役割には確たるものがあるわけですが、それが先ほど松崎さんがおっしゃったように学研連の機能が

ます。

伊井 ありがとうございました。

学研連に限らず、中大法曹会という、言つてみれば我々法曹OBが、大学における法曹教育に関わっていくことが始まつてもう何年になるわけですが、ただ、歴史を考えますと、学研連という存在は、かつてはどちらかというと大学と対立する存在であったことは確かなんです。大学の授業なんか受けるなと言っていたのは事実なんですよ。そういう思い入れを持つていて先輩が随分いて、それが変容していくことに対しても抵抗をお持ちになつていても事実です。

ただ、学研連——中大法曹会にしてもそうですが、我々法曹OBが、いかに大学の法曹教育に関わっていき、協力してやつていか、そういう時代になっていると思いますので、そういう協力体制を今後も双方で検討していくかざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

大部分時間も経過しまして、まだまだ論じなければならない問題は多々あるかと思いますけれども、時間になりましたので、こ

の辺で終了させていただきたいと思います。

最後に中大法曹会事務局長の森田先生の方から、閉会のご挨拶をお願いいたします。



森田 本日は、中大法曹会の座談会に、大学側からは長内法学部長を初め角田、三和両教授、大場事務室長、また、大学の理事、監事の先生、法職講座関係の諸先生および学研連、執行部の先生方に多数ご参加いただき長時間にわたって熱心にご討議をいただいて、深く感謝申し上げます。

今日のお話の中に、中央大学に入つてきました学生の自信のなさ、意欲のなさをどういうふうにして解消するか、が非常に重要であると論じられました。そしてそれについて、大学の先生方はもちろんのこと、法職講座の先生方も実務的な側面から、学生に直接話しかけ、学生の意見を聞いてこれを払拭しようと努力しておられることが非常に印象的でした。

この話を聞いて、この自信のなさ、学生の意欲のなさを解消した後、特に、学生の

意欲を継続的に保持させていくということが非常に重要であると考えます。法職講座の先生方はもちろん、学校当局でもこの点に留意していただき、学生が法学を勉強し、ひいては司法試験を受験し、必ず合格するんだという意欲を継続するようご支援下さいますようお願い致します。

また、長内法学部長は、四年生の短答式授業、大場事務室長、また、大学の理事、監事の先生、法職講座関係の諸先生および学研連、執行部の先生方に多数ご参加いただけ長時間にわたって熱心にご討議をいただいて、深く感謝申し上げます。

今日のお話の中に、中央大学に入つてきました学生の自信のなさ、意欲のなさをどういうふうにして解消するか、が非常に重要であると論じられました。そしてそれについて、大学の先生方はもちろんのこと、法職講座の先生方も実務的な側面から、学生に直接話しかけ、学生の意見を聞いてこれを払拭しようと努力しておられることが非常に重要であろうと考えます。

最後に、本日ご出席の先生方ははじめ関係者の方々の非常なご努力によって、着々と効果があらわれているやに感じました。そして中央大学が司法試験合格第三位に甘んずることなく、第一位に向かって邁進しておられるので、将来は非常に明るいと考えます。

また、この座談会記事を法曹だけでなく、大学当局並びに学生にも読んでいただき、大いに参考にしていただきたい。そし

て効果を上げていただきたいと念願し私の
挨拶といたします。

今日はどうもありがとうございました。

(拍手)

伊井 どうもありがとうございました。

(拍手)

